

つきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

政府いたしましては、国づくりの根幹は人づくりであるとの基本的な考え方方に立ちまして、文教の振興のために各種の施策を講じて参つておるのであります。なかんずく人づくりの直接のない手である教育者の地位の向上は、特に緊要なものであると考えるものであります。このたび、政府がこの法律案を提出いたしましたのも、本質的にはこの点に由来するものであります。

の地位を高め、もつて我が國教育の振興に資するものとしたいたいと考えたからであります。

第四は、附則に経過措置を定めたことでありまして、これら七国立大学の学長の現職者については、この法律施行の日にそれぞれ国立大学総長に任命することについての進達があつたものとみなすことなど、新制度への移行を円滑にする措置を講しておられます。以上が、この法律案の提案の理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、すみやかに御可決下さるようお願い申し上げます。

一 生徒の数が六百一人から二千四百人までの学校の数に「一」を乗じて得た数と生徒の数が二千三百人をこえる学校の数に「一」を乗じて得た数を合計した数

二 夜間において授業を行なう定時制の課程の数に「一」を乗じて得た数

第十一条第一号中「又は定時制の課程の数に「一」を、定時制の課程又は通信制の課程の数に「二」に、「又は通信制の課程の数に「一」を、定時制の課程の数に「二」を、定時制の課程の数に「三」を、定時制の課程又は通信制の課程の数に「三」を

○村山議員　ただいま議題となりました公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部の趣意を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概略を御説明申上げます。

今日後期中等教育の拡充发展は世界の趨勢であり、今や完全なる中等教育を目指して質的充実の段階に入つております。

○由来委員長 次は、公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一項を改正する法律案を議題とし、提出者より提案理由の説明を聴取いたします。村山喜一君。

に改める。
第十二条第一号を次のように改め
る。

かかるに、日本の現状を見ますと、教育条件の整備は決して十分といえません。すこし詰め学級の全面的増大と教職員定数の不足は生徒指導を困難ならしめ、施設、設備の貧困と相待つて高卒率の低下させておりま

律の一部を改正する法律案
公立高等学校の設置、適正配置
及び教職員定数の標準等に関する
法律の一部を改正する法律
公立高等学校の設置、適正配置及
び教職員定数の標準等に関する法律
(昭和三十六年法律第二百八十八号)の

第十二条第一号を次のように改める。
一 全日制の課程又は定時制の課程を置く学校について、当該学校におけるそれぞれの課程の教員に二を乗じて得た数と当該学校におけるそれぞれの課程の生徒の数が百二十人をこえる場合におけるそのこえる数を二百四十一人で除して得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）との合計数を合算した数附則第四項から附則第六項までを削り、附則第七項中「昭和四十四年

かかるに、日本の現状を見ますと、
教育条件の整備は決して十分といえ
ず、すし詰め学級の全般的な増大と教職
員定数の不足は生徒指導を困難なら
め、施設、設備の貧困と相俟つて高専
教育の質的內容を低下させておりま
す。

加えて、今年より始まる、いわゆる
高校生徒の急増は、これらの劣悪な状
態に一層拍車をかけようとしておりま
すなわち、学級編制を五十人及び四
十人と規定しておきながら、この急増
期間中には一割の水増しを強制してい
ます。

するものとされ、また伝統も古く、これら七国立大学の学長の職務と責任はきわめて重要であります。

の学長を認証官とし、その国家的社會的な地位を高からしめますとともに、その待遇の改善をはかることとしたのであります。このことは、これら七条件立大学の学長の職務と責任の重要性に基づくものではあります、ひいては大学の教育職員、さらには教育者全体会員の待遇の改善をはかるものであります。

とによるものであります。
第三は、国立大学総長の受ける給与を俸給及び期末手当とすることとしたことであります。これは、他の認証官の例にならって、特別職の職員の給与の例による趣旨に基づくものであります。国立大学総長の俸給月額についても、他の認証官との均衡を勘案して、東京大学総長及び京都大学総長にあっては十八万円、その他の国立大学総長にあっては十六万円とすることとしたのであります。

第十一条 緊護教論及び緊護助教論
(以下「養護教論等」という。)の数
は、次の各号に定めるところによ
り算定した数を合計した数とす
る。

この法律は昭和三十八年四月一日から施行する。

昭和三十六年に制定された公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数

理由

昭和三十六年に制定された公立高等
学校の設置、適正配置及び教職員定数
の標準等に関する法律は、高等学校設置
基準よりはるかに下回るものであり、現行法
律が昭和三十八年三月三十日より施行され
てから、一日をもつて完全実施の段階となる懸
念に、欠陥を除き、適正化をはかるため、所
要の改正を加え、もって高校教員の増員を実現す
る所期の目的を達成するものと期待される。

る。これが、この法律案を提出する理由である。

育の充実発展を期することはきわめて適切な処置と考える次第であります。

以下改正案の内容について説明申しあげます。

第一は、現行法の附則第五項及び附則第六項を削除することにより一割の水増しを廃し、一学級の生徒数を五十名及び四十名とし、教育効果を高めようとするものであります。

第二は、教職員の定数を高等学校設置基準（昭和二十三年一月二十七日文部省令第一号）に準拠し、教諭、養護教諭、実習助手及び事務職員を合わせて約一万七千名の増員をはかり、教職員の労働条件を改善するとともに、教育効果を高めようとするものであります。

なお、この改正にあたって増加する人員については、教員養成機関における養成可能人員及び採用可能人員を考慮したことは申すまでもありません。

最後に、学校司書教諭、学校司書については学校図書館法の改正をもつて定義化することとし、また学校用務員については将来において、これを定数化するため所要の改正を行なおうとするものであります。

さらに、高校生徒の急増が終了する段階においては、この法律の抜本的改正を行わねばならぬことを申し添えておきます。

以上がこの法律案の提案の理由及び内容の概要であります。

○床次委員長 右両案に対する質疑は御可決下さるようお願い申し上げます。後日に譲ることといたします。

○床次委員長 日本学校給食会法の一

○田中(啓)政府委員 義務教育の生徒

部を改正する法律案、私立学校振興会法の一部を改正する法律案及び國立学校設置法の一部を改正する法律案、以上各案を一括議題といたします。

質疑の通告がありますので、これを許します。松山千恵子君。

○松山委員 ただいま議題となりました日本学校給食会法の一部を改正する法律案について、二、三簡単に質問をいたしたいと存じます。

学校給食の問題は、戦後再開されてから十七年間、その内部に幾つかの問題点あるいは矛盾を含しながらも、逐次発展して今日に至っております。

しかも昨年度は、大蔵省内示によれば、小麦粉一円の補助さえ打ち切られた状況にあたったのに對し、本年度にはほど遠いとはい、文部省がこの問題になみなみならぬ意をお持ちの

六億円、計四十億円の予算を政府の原案に組み込みましたことは、完全給食は、ともあれ物資三十四億円、設備費

六億円、計四十億円の予算を政府の原案に組み込みましたことは、完全給食

にはほど遠いとはい、文部省がこの問題を全国のすべての義務教育の生徒に適用することは、学校給食上最も緊急を要することだ、こう考えまして、右のような見地から、このような方法をとつた次第でございます。

○松山委員 でき得れば、完全給食も十年先のことが七年になり、あるいは五年に縮減されて実施されることを希望する次第でございます。

では、このミルク補助の四十億円の内容はどんなんふうになっておりますか。この点を詳細に御説明いただきたいと思います。

○前田(充)政府委員 四十億円の内容につきましては、三十四億円がミルクの購入費でございます。なお残りの六億が設備費といふことになります。まだ現在小学校では二十六グラムを毎日飲んでおります。中学校では三十五グラム飲んでおります。そういたしまず、二十六グラムの小学校では一円四銭の補助といふことになります。また中学校は三十五グラムで一円四十銭の補助と相なるわけでございます。

大体、以上のよろな積算でございます。

○松山委員 一般的の場合は、こうした場合には府県別にあるいは市町村に地方交付金という形で補助していくようですが、ここであらためて御当局にお聞きいたしたいと存じます。

の全生徒でございまして、小学校が一千四十八万九千人になっております。

中学校が六百九十七万人、合計いたしまして一千七百四十六万人を対象とい

たしております。そのうち、現在すでに完全給食をやつております学校につきましては、四月から直ちにこの補助

ミルクを飲んでもらら。さらにまた、完全に実施をいたしておらない、完全給食をしておらない学校につきましては、四月から設備費の補助をいたしま

すわけでございますので、直ちに四月一日から給食を実施するといふことは、いかにも地元の山間の土地になりますと、設備を送りますのにも相当の時間がかかるようになります。おおむね、平均いたしまして六月から実施をいたしたい。かよ

うに考えております。しかし、早くやれるような学校はできるだけ早くやつてもらう、こういうような考え方でありますので、おおむね、平均いたしまして六月から実施をいたしたい。かよ

うに考えております。しかしながら、やはり、こういうような考え方であります。

なお、補助の内容につきましては、日本学校給食会に補助するには、少なくとも文部省に適當な監督権があり、

疑惑を招くようなことはまずないと思

いますけれども、府県段階すなわち府県給食会には文部省の監督権はないようにお聞きいたしております。この点はたして間違いないでしょか。間違いないと保障を得るでございます。

○松山委員 法律によって設立された日本学校給食会に補助するには、少な

くとも文部省に適當な監督権があり、

意味から申しまして、今回の脱脂粉乳につきましても、補助金を学校給食会に補助いたしまして、従来のよろな方価格で供給するよろなことを従来いたしておるわけでございます。かよ

うに考えております。しかしながら、やはり、こういうような考え方でありますので、おおむね、平均いたしまして六月から実施をいたしたい。かよ

うに考えております。しかし、早くや

れるような学校はできるだけ早くやつ

てもらう、こういうような考え方であります。

な、補助の内容につきましては、日本学校給食会に補助するには、少な

くとも文部省に適當な監督権があり、

意味から申しまして、今回の脱脂粉乳につきましても、補助金を学校給食会に補助いたしまして、従来のよろな方価格で供給するよろなことを従来いたしておるわけでございます。かよ

うに考えております。しかしながら、やはり、こういうような考え方であります。

○前田(充)政府委員 府県の学校給食会は、御承知のように、各府県の認可の財團法人で設立されておりまして、各県教育委員会がこれを認可いたしましてつくつておる团体でございます。

そこで、ミルクを今後日本学校給食会が、その場合に文部省といたしまして、文部大臣が指定をいたすことになつておるのでございます。従つて、

の全生徒でございまして、小学校が一千四十八万九千人になっております。中学校が六百九十七万人、合計いたしまして一千七百四十六万人を対象とい

たしております。そのうち、現在すでに完全給食会といふ法人に補助をしている形でございますが、それは特別な理由がおありなんございましょうか。

○前田(充)政府委員 日本学校給食会は、本来学校給食用の脱脂粉乳を一括して北海道から鹿児島まで各県一応同じ大きさしてこれを取り扱つて、そし

て四月から設備費の補助をいたしま

すわけでございますので、直ちに四月一日から給食を実施するといふことは、いかにも地元の山間の土地になりますと、設備を送りますのにも相当の時間がかかるようになります。おおむね、平均いたしまして六月から実施をいたしたい。かよ

うに考えております。しかし、早くや

れるような学校はできるだけ早くやつ

てもらう、こういうような考え方であります。

な、補助の内容につきましては、日本学校給食会に補助するには、少な

くとも文部省に適當な監督権があり、

意味から申しまして、今回の脱脂粉乳につきましても、補助金を学校給食会に補助いたしまして、従来のよろな方価格で供給するよろなことを従来いたしておるわけでございます。かよ

うに考えております。しかしながら、やはり、こういうような考え方であります。

な、補助の内容につきましては、日本学校給食会に補助するには、少な

くとも文部省に適當な監督権があり、

意味から申しまして、今回の脱脂粉乳につきましても、補助金を学校給食会に補助いたしまして、従来のよろな方価格で供給するよろなことを従来いたしておるわけでございます。かよ

うに考えております。しかしながら、やはり、こういうような考え方であります。

な、補助の内容につきましては、日本学校給食会に補助するには、少な

くとも文部省に適當な監督権があり、

意味から申しまして、今回の脱脂粉乳につきましても、補助金を学校給食会に補助いたしまして、従来のよろな方価格で供給するよろなことを従来いたしておるわけでございます。かよ

うに考えております。しかしながら、やはり、こういうような考え方であります。

な、補助の内容につきましては、日本学校給食会に補助するには、少な

くとも文部省に適當な監督権があり、

意味から申しまして、今回の脱脂粉乳につきましても、補助金を学校給食会に補助いたしまして、従来のよろな方価格で供給するよろなことを従来いたしておるわけでございます。かよ

うに考えております。しかしながら、やはり、こういうような考え方であります。

その指定の条件として、本當なやり方をやつたとあるいは不正があつたとかいうような場合には取り消すよう考え方で進みたいと思つております。

なお、文部省といたましましては、直

接はそういうことでござりますし、さ

らに文部省で業務処理基準というもの

を、現在ございますのですが、この業

務処理基準をつくりまして都道府県教

育委員会に対して示しまして、都道府

県教育委員会がこの財團法人である府

県学校給食会をその方式によって指導

するようにいたしまして、間違いのな

いようにさせたい、かように考えてお

ります。

現在までのところ、特別これでは監

督上非常に困るとか指導上困つてしま

うといふようなことはあまりないよ

うに私ども感じております。従いまし

て、従来とも、ただいま申しましたよ

うに業務処理基準によつて処理し、そ

して不正といふようなことになるわけ

でありますので、一応監督、指導はそ

ういう点においてできるのじやない

か。さらに今後とも都道府県教育委員

会の指導を十分にいたしたい、かよう

に考えております。

○松山委員 これら脱脂粉乳の学校給

食会の売り渡し価格は、どういうこと

になつておりますのか、またその積算

の根拠はどうでございましょうか、お

伺いたしたいと思います。

○前田(充)政府委員 現在の学校給食

会法の二十一条に、学校給食会が学校給

食用物資を売り渡す場合の売り渡しの

価格につきましては、学校給食用物

資、すなわちミルクの買い入れ、輸

送、保管、加工、そういうようなこと

に要する経費の原価、それに学校給食

会の適正な事務費を含めまして、その

導を十分に行ないまして、教育委員会

会の運営がこれ以上もうかる、

文部大臣がきめまして、そろしてそ

れによつて価格を決定をいたしておる

次第でござります。

○松山委員 次に、日本学校給食会あ

るは府県学校給食会が、不适当に脱脂

粉乳を横流しと言いますか、用途外に

使用したときは、どういう措置をな

さるおつもりですか。おそらく適宜監

督しておられるならば、こういう間違

いはないと思いますが、もしあつた場

合は、それについて特別の罰則があり

ますので、そういう点でもいわゆる罰

則としてできることではないかと思

います。一年以下の懲役または二十万円以

下の罰金という規定も設けられており

ますので、そういう点でもいわゆる罰

則としてできることではないかと思

います。ただ私ども学校給

校給食会法の一項改正の中で、用途外

から補助をいたしておりましたので、

学校給食法の方にこれと同じような規

定があるのですが、今回は学

校給食会法の一部改正の中で、用途外

の使用禁止の規定を設けたいと思うの

でござります。この学校給食会法に三

十二条の二を入れまして、御承知のよ

うな用途外の禁止をいたすような規定

を設けておるわけでござります。これ

はおおむね小麦の場合と同様でござ

ります。

そこで問題は、今お話しのように、

もし不正をした場合にはどうなことがと

うお尋ねでござりますが、小麦の場

合と同様に、これを扱いますのは、教

職員が扱はいたすのであります。学

校の教職員でござりますので、その良

識を頼りいたしまして、特に罰則を設

けでございますが、ただいま申しま

したように、都道府県教育委員会の指

導を行ないまして、教育委員会

から学校での取り扱い方においても十

分な注意をし、指導をいたしましてや

りたい、かように考えております。

なおこのミルクは輸入物資でござい

ます。閣税暫定措置法によるわけでござ

ります。

○前田(充)政府委員 徒歩は小麦を國

から補助をいたしておりましたので、

学校給食法の方にこれと同じような規

定があるのですが、今日は学

校給食会法の一項改正の中で、用途外

の使用禁止の規定を設けたいと思うの

でござります。この学校給食会法に三

十二条の二を入れまして、御承知のよ

うな用途外の禁止をいたすような規定

を設けておるわけでござります。これ

はおおむね小麦の場合と同様でござ

ります。

そこで問題は、今お話しのように、

もし不正をした場合にはどうなことがと

うお尋ねでござりますが、小麦の場

合と同様に、これを扱いますのは、教

職員が扱はいたすのであります。学

校の教職員でござりますので、その良

識を頼りいたしまして、特に罰則を設

けでございますが、ただいま申しま

したように、都道府県教育委員会の指

導を行ないまして、教育委員会

から学校での取り扱い方においても十

分な注意をし、指導をいたしましてや

りたい、かように考えております。

○前田(充)政府委員 特別な改善とい

う意味では考へているわけではござい

ませんが、問題はミルクの溶き方とい

うことが相当大きい問題ではないか、

そういうふうに考えます。そういうこ

とは、結局調理師なりあるいは学校に

いる意味から申しますと、私どもそれぞ

れ講習会を行ないまして、あるいは

パンフレット等でそのミルクの溶き

方、そういうことについての指導をい

たして参りたい、かように考えており

ます。

○松山委員 この脱脂粉乳もそうでござりますし、また小麦粉、パンの問題

でござりますけれども、今一般家庭で

なかなか中央だけからそうすべきだそ

して完全給食の目的を達するよう努め

ておられます。この問題は、今後あらゆ

る面から私は実際に適するようにそ

うような問題、結局はうまくないか

の問題でも、どうも子供が食べないと

食にしろ、あるいはミルク、パンだけ

渡らせたいということで、急速に準備

をしたわけでございますが、今お話し

解を伺いたいのでござります。

○田中(啓)政府委員 実は学校給食に

は、たくさん問題があるのでござい

ます。今度はとにかく義務教育の学校

に、せめて脱脂ミルクでも全部に行き

渡らせたいということで、急速に準備

をしたわけでございますが、今まで

の問題でも、どうも子供が食べないと

食にしろ、あるいはミルク、パンだけ

を、なかなか子供たちに栄養価の高いものをつくりやれないわけでございまして、いろいろ栄養価を考慮した食事を子供たちにぜひやりたいわけでございますが、実際問題といたしまして設備もできませんし、そしてまたパン工場などが非常に遠いところにありますので、それを取りに行くのに父兄がみんな出て労力奉仕をしているわけでございますが、忙しいときにはそれができません。結局幾らか金銭を負担して補つて、労力を農業の方に振り向けなければならないわけでござります。

ものでは飲まない。そうしてひそかに捨ててしまふ。容器に一ぱい余ってしまふような組ができるのです。ありとあらゆる苦労をしておる。だから文部省当局もこれについて交渉をいろいろしておられるが、今聞きますと、どうも攪拌がよくいかない、ミルク攪拌機を買つて、これについての調合といいますか、そういうことをもう少しやるならばおいしい——これもやっております。現場では数万円の攪拌機を買って、分子をこまかくすれば飲めるだらう、かおりをよくすれば飲めるだらう、香料を入れて脂肪を入れれば栄養にいいだらう、こういうありとあらゆることをやつておる現場の上に立つて、国費の四十億を支出するということを考えてもらわなかつたら、支出だけ先にいつてしまつて、それの対象になるところの子供は全然飲まない。こなうことに力を入れて一体何になりますか。その根本的な問題を現地を踏んで——現場の先生と話し合つておられますのが、現場の先生ほとんどとうに話し合うといふりがあります。こういう感じがする。こういう問題を考え合わされたときには、政府のこの方法についておられますのが、その今飲まないものを、食わないものを、あなた方は、まことに靴を離れてかゆきをかくような、仏つくつて魂が入つていいなり、こういう感じがする。こういう根本的な問題については後ほど別の機会にお聞きしたいのですが、その今飲まないものを、食ないものを、あなた方はそれを飲んでみたり、食べてみたりされましたか、そこからお聞きしたい。

○田中(啓)政府委員 私は飲んでみたから、実は先ほど味ないと申し上げたわけです。ただ牛乳のにおいというも

のは私はきらいではない。むしろ好きなんあります。なま牛乳でも初めはなかなか飲めない者がすいぶんいる。実は私の経験では、ビタミンがからだに不足していると、必ず牛乳のあのにおいを買つて、これについての調合といいますか、そういうことをもう少しやるならばおいしい——これもやっております。現場では数万円の攪拌機を買って、分子をこまかくすれば飲めるだらう、かおりをよくすれば飲めるだらう、香料を入れて脂肪を入れれば栄養にいいだらう、こういうありとあらゆることをやつておる現場の上に立つて、国費の四十億を支出するということを考えてもらわなかつたら、支出だけ先にいつてしまつて、それの対象になるところの子供は全然飲まない。このように力を入れて一体何になりますか。その根本的な問題を現地を踏んで——現場の先生と話し合つておられますのが、現場の先生とほんとうに話し合うといふりがあります。こういう問題を考え合わされたときには、政府のこの方法についておられますのが、その今飲まないものを、食ないものを、あなた方は、まことに靴を離れてかゆきをかくような、仏つくつて魂が入つていいなり、こういう感じがする。こういう根本的な問題については後ほど別の機会にお聞きしたいのですが、その今飲まないものを、食ないものを、あなた方はそれを飲んでみたり、食べてみたりされましたか、そこからお聞きしたい。

○小林(信)委員 今給食の問題で、次官の熱意の表明を聞きながら、話がだいぶ進行しているわけですが、今お話を聞いておられますのが、現場の先生ともう一つの問題であります。それは、この前委員会あたりで大臣がやはりアメリカの余り物で、かすみたいな物だとおっしゃいましたし、またこういふようになつておられるような問題につきましては、「学校給食の完全実施へ」というふうな中にも年次計画も出されておるようなところを見ますと、今後相当希望を持てるような条項にも考えられるわけなんですね。従つて単に脱脂ミルクだけではなくて、今後の次官のよくながまえでおられることは、いろいろの物がこの学校給食を通じて物資の供給がなされる。もちろん、この前の前委員会あたりで大臣がいうふうに考へられるわけなんですね。従つて、この点で何か御抱負、計画があるかないかとお聞きしておきたいと思うのです。いさきか個人の見解にわたるわけでござりますけれども、そななつてきまづれば給食会といふものは必ずしも学校給食の主たる物資の配給機関といふことではなくなつていくことになります。うつうつ考へられるわけなんですね。こう私は思つてあります。だいぶ長く日子を要することだと思つます。たとえばもし学校給食になま牛乳を飲ますとすれば、現在の日本の乳の生産の全量の大半は学校給食に使つてあるべくならぬ牛乳を飲ませるといふ方向に、ミルクだけの問題でも考へなければならぬと思つてあります。たとえばもし学校給食になま牛乳を飲ますとすれば、現在の日本の乳の生産の全量の大半は学校給食に使つてあるべくならぬ牛乳を飲ませるといふ方向に、ミルクだけの問題でも考へなければならぬと思つてあります。たとえば私が私はこの給食会法を通していかなければならぬと思うのです。そこでこの際次官がおいでですかね、お聞きいたしましたが、確かに脱脂ミルクなんかない満足しているよな文部省であつてはならないと思うのです。なるべくならぬ牛乳を飲ませるといふ方向に、ミルクだけの問題でも考へなければならぬと思うのです。

○田中(啓)政府委員 実は小麦粉とそれから脱脂ミルクといふものの配給に日本給食会が当たるような仕組みになつておるわけあります。ところが学校給食をだんだん完全に持つていきますれば、それぞれ学校にあります郷土食といふような問題が当然出て参りますようし、それから生鮮食料品その他といふうに相当地研究をしていかなければならぬ問題だと思いますが、私はこれからこれを支給する場合に、現

場の問題あるいは学校給食の問題といふふうに相当地研究をしていかなければならぬ問題だと思いますが、私はこれからこれをお聞きいたしたいたいところなんですが、きょうは次官だけにお伺いしておきます。学校給食といふうなものには、單に子供を対象にして何をくれるが、これが私はこの給食会法を通して政府にお聞きいたしたいところなんですが、きょうは次官だけにお伺いしておきます。学校給食といふうなものには、单に子供を対象にして何をくれるが、それが私はこの給食会法を通していかなければならぬと思うのです。そうしなければ酪農振興の問題あるいは学校給食の問題も依然として、先ほどお話をありましたように、脱脂ミルクを飲まないとか味

が悪いとか、どうしたら味をよくするとかいうことで終始していかなければならぬ問題だと思います。そういう大きな計画を持つて臨んでいかなければならぬ、今次官のおっしゃつたいろいろな問題も起きてくるということだと思うのです。そこで次官は非常に豊富なものをお持ちになっておられるので、そういう生産面と、消費量から考えれば非常に大きな消費量なんですね、これと考えて文部省としてはどんな計画をなさつておるのか、この前ちょっと大臣にも聞いたのですが、大臣の答えはばく然としておつて非常に不十分だったので、この際次官にお聞きしておきたいと思います。

○田中(啓)政府委員 実はまだそこま

での計画は文部省にはできておりません。私は将来その方向へいくべきだと

いうことを半ば田中個人の意見であります

が申し上げた程度であります。今後私は食糧生産を所管しております農

林省、それからまた国民の栄養といふ相談をいたしまして、これはどうして

も牛乳一つとりまして國の生産計

画、自由主義経済でありますから、嚴重な計画にはもちろんなりますまい

が、計画的なものをしてしまして、

もそのようなところでも相談をして大

きなところが現在の文部省の

心境でございます。

○小林(信)委員 文部省で考える問題

ではないと思います。これはやはり政

府全体で、ことに生産面としては農林

省といふところで考えていく問題です

が、とにかくそういう総合的な政策の中で学校給食という問題を考えていかなければいけない。一方においては日本

の生産力を高める。農村の問題としては、貿易の自由化というような問題

で非常な恐慌を来たしておるわけなん

です。今のところ農産物の問題は多少抑えられているような形ですが、一面常に恐慌を感じさせるわけです。一

面においては農村の酪農振興、畜産獎勵ということがなされていいるわけで

す。非常に矛盾した政策になってきて

いるわけです。その面から私は学校給

食の問題は、もつと根本的な問題を、

文部省だけではなく、もつと政策の総合

された中でしつかり考えていかなければ

いけない、こう考えるのです。

○前田(充)政府委員 お尋ねの問題につきまして、この学校給食会法でいくのか、あるいは学校給食法でいくのか

といふうな次官の御抱負でございま

すので、そういうところまで考えて、

この法案があるときには、相当私た

ちに将来性のあるものを見かしていま

だとき、こう思うわけなんです。

私は、もとへ返りまして、この法律

のつくられ方にについてお尋ねして参りますが、学校給食法の方を見ますと、

ますが、学校給食法によって、国が経費を負担をする面といふものが規定されていますね。第六条で、「学校給食

の実施に必要な施設及び設備を要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。」国の方の負担と、それから設置者の負担と

いうものがはつきりしていいるわけでございません。そこで、三十二条に給食会

の事務費について補助をすることが書

いてございます。それにつけておきます

て、さうに義務教育諸学校の学校給食用

物資すなわちミルクでございますが、

なんだ。もし国が負担をするような場合

には、いわゆる生活保護法を適用され

ておるような児童に対しては補助する

です。そういう規定をされているわけな

いです。そういう親の法律があつて、

ここに学校給食会法というものが出て

いるわけなんですが、四十億の金を学

校給食会に補助して、そして給食の補

助をするというふうな場合には、やは

りこの学校給食法の中では、実際給食の

面においても国が補助するといふふう

な、そういう規定をしなければいけな

いのじゃないか、こう考えるのです。

これは法律論ですが、政府の方ではど

ういうふうにお考えになつて御処理さ

れているのか。

○前田(充)政府委員 お尋ねの問題に

つきました、この学校給食会法でいく

のか、あるいは学校給食法でいくのか

といふうな点についても、部内におきまし

て相当論議もいたしましたのでございま

す。そこで、この法は、この法律論ではど

ういうふうな次官の御抱負でございま

すので、そういうところまで考えて、

この法がかかるときには、相当私た

ちに将来性のあるものを見かしていま

だとき、こう思うわけなんです。

私は、もとへ返りまして、この法律

のつくられ方にについてお尋ねして参りますが、学校給食法の方を見ますと、

ますが、学校給食法によって、国が経費を負担をする面といふものが規定されていますね。第六条で、「学校給食

の実施に必要な施設及び設備を要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。」

はやはり学校給食法に嚴として給食に

も補助をするということをうたうこと

が当然だと思うのですが、もう一ぺん

それを納得のいくように御説明願いたい

い。

○前田(充)政府委員 私、ただいま申

し上げましたのは、扱いとしては学校

給食会が扱う、こういうことは建前上

から申しまして当然だと思うのでござ

います。従つてその扱いそのものは学

校給食会法に盛つたから差しつかえないのでは

ないか、こういうような考え方で学校

給食会法の中に入れた次第でございま

す。

○小林(信)委員 どうもそこが今の御

説明では納得できません。脱脂ミルク

を扱つておるからとか、学校給食会を

通して脱脂ミルクの配給をするのが都

合がいいからとか、あるいは三十二条

に、今まで事務に要する経費を補助す

るということが出ておるから、従つて

給食に必要な補助をするとは差しつ

かえないといふよな点から、給食会

が、学校給食会法でいくことになります

なりましたのは、従来学校給食会が脱

脂ミルクを取り扱つておつたわけでございまして、そういう物質の取り扱い方

については、学校給食会法の方に書いて

あるわけでござります。そこで、これ

についても、取り扱いそのものについ

ては学校給食会で取り扱うのが最も適

切であると思つてござります。

従つて、学校給食会法で取り扱いはや

るから、この補助についても学校給食

会法で書けば差しつかえはないじやな

いきます。そこで、三十二条に給食会

の事務費について補助をすることが書

いてござります。それについて加えまし

て、さうに義務教育諸学校の学校給食用

物資すなわちミルクでございますが、

なんだ。もし国が負担をするような場合

には、いわゆる生活保護法を適用され

ておるような児童に対しては補助する

です。そういう規定をされているわけな

いです。そういう親の法律があつて、

ここに学校給食会法というものが出て

いるわけなんですが、四十億の金を学

校給食会に補助して、そして給食の補

助をするといふふうな形で、学校給食の

面においても国が補助するといふふう

な、そういう規定をしなければいけな

いのじゃないか、こう考えるのです。

○前田(充)政府委員 お尋ねの問題につきまして、この学校給食会法でいくのか、あるいは学校給食法でいくのか

といふうな点についても、部内におきまし

て相当論議もいたしましたのでございま

す。そこで、この法は、この法律論ではど

ういうふうな次官の御抱負でございま

すので、そういうところまで考えて、

この法があるときには、相当私た

ちに将来性のあるものを見かしていま

だとき、こう思うわけなんです。

私は、もとへ返りまして、この法律

のつくられ方にについてお尋ねして参りますが、学校給食法の方を見ますと、

ますが、学校給食法によって、国が経費を負担する面といふものが規定されていますね。第六条で、「学校給食

の実施に必要な施設及び設備を要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。」

はやはり学校給食法に嚴として給食に

も補助をするということをうたうこと

が当然だと思うのですが、もう一ぺん

それを納得のいくように御説明願いたい

い。

○前田(充)政府委員 私、ただいま申

し上げましたのは、扱いとしては学校

給食会が扱う、こういうことは建前上

から申しまして当然だと思うのでござ

います。従つてその扱いそのものは学

校給食会法に盛つたから差しつかえないのでは

ないか、こういうような考え方で学校

給食会法の中に入れた次第でございま

す。

○小林(信)委員 どうもそこが今の御

説明では納得できません。脱脂ミルク

を扱つておるからとか、学校給食会を

通して脱脂ミルクの配給をするのが都

合がいいからとか、あるいは三十二条

に、今まで事務に要する経費を補助す

るということが出ておるから、従つて

給食に必要な補助をするとは差しつ

かえないといふよな点から、給食会

が、学校給食会法でいくことになります

なりましたのは、従来学校給食会が脱

脂ミルクを取り扱つておつたわけでございまして、そういう物質の取り扱い方

については、学校給食会法の方に書いて

あるわけでござります。そこで、これ

についても、取り扱いそのものについ

ては学校給食会で取り扱うのが最も適

切であると思つてござります。

従つて、学校給食会法で取り扱いはや

るから、この補助についても学校給食

会法で書けば差しつかえはないじやな

いきます。そこで、三十二条に給食会

の事務費について補助をすることが書

いてござります。それについて加えまし

て、さうに義務教育諸学校の学校給食用

物資すなわちミルクでございますが、

なんだ。もし国が負担をするような場合

には、いわゆる生活保護法を適用され

ておるような児童に対しては補助する

です。そういう規定をされているわけな

いです。そういう親の法律があつて、

ここに学校給食会法というものが出て

いるわけなんですが、四十億の金を学

校給食会に補助して、そして給食の補

助をするといふふうな形で、学校給食の

面においても国が補助するといふふう

な、そういう規定をしなければいけな

いのじゃないか、こう考えるのです。

○前田(充)政府委員 私、ただいま申

し上げましたのは、扱いとしては学校

給食会が扱う、こういうことは建前上

から申しまして当然だと思うのでござ

います。従つてその扱いそのものは学

校給食会法に盛つたから差しつかえないのでは

ないか、こういうような考え方で学校

給食会法の中に入れた次第でございま

す。

○小林(信)委員 どうもそこが今の御

説明では納得できません。脱脂ミルク

を扱つておるからとか、学校給食会を

通して脱脂ミルクの配給をするのが都

合がいいからとか、あるいは三十二条

に、今まで事務に要する経費を補助す

るということが出ておるから、従つて

給食に必要な補助をするとは差しつ

かえないといふよな点から、給食会

が、学校給食会法でいくことになります

なりましたのは、従来学校給食会が脱

脂ミルクを取り扱つておつたわけでございまして、そういう物質の取り扱い方

については、学校給食会法の方に書いて

あるわけでござります。そこで、これ

についても、取り扱いそのものについ

ては学校給食会で取り扱うのが最も適

切であると思つてござります。

従つて、学校給食会法で取り扱いはや

るから、この補助についても学校給食

会法で書けば差しつかえはないじやな

いきます。そこで、三十二条に給食会

の事務費について補助をすることが書

いてござります。それについて加えまし

て、さうに義務教育諸学校の学校給食用

物資すなわちミルクでございますが、

なんだ。もし国が負担をするような場合

には、いわゆる生活保護法を適用され

ておるような児童に対しては補助する

です。そういう規定をされているわけな

いです。そういう親の法律があつて、

ここに学校給食会法というものが出て

いるわけなんですが、四十億の金を学

校給食会に補助して、そして給食の補

助をするといふふうな形で、学校給食の

面においても国が補助するといふふう

な、そういう規定をしなければいけな

いのじゃないか、こう考えるのです。

○前田(充)政府委員 私、ただいま申

し上げましたのは、扱いとしては学校

給食会が扱う、こういうことは建前上

から申しまして当然だと思うのでござ

います。従つてその扱いそのものは学

校給食会法に盛つたから差しつかえないのでは

ないか、こういうような考え方で学校

給食会法の中に入れた次第でございま

す。

○小林(信)委員 どうもそこが今の御

それから、給食会法で書いた程度では、何か途中でやめてしまいはしないかといふおそれがあるようなお話がちょっとございましたが、決して私ども、この給食会法に入れたから補助を途中で打ち切つてしまふ、あるいはいかげんにしてしまふというような考えは毛頭ございませんで、この補助は、私ども少なくとも相当続いて行なわれるものと信じ、かような提案をしました。

○小林(信)委員 私にはまだ納得いかないのですが、権威とかなんとかいふことは抜きにしても、学校給食法の建前は、施設に対しては国が補助します。それから設置者が責任を持つたわけですが、やはり大枚な金を出して学校給食に、実際給食の面も補助しようとするなら、事実そういうことがなされるのは残つておるわけなのです。やはり四十億といふ金を出しても父兄が負担をするの建前は、建前じやないか、なぜそれを文部省は建前じやないか、なぜ直さないのか、こういうふうにお伺いしているわけですね。

大臣が来たから、大臣にもう一ぺん御説明しますと、この学校給食会法といふものが改正になる一番の重点といふのは、三十二条の義務教育諸学校の学校給食用物資の供給に要する経費を

補助する、これが一番の重点だと思うのです。これをするために、そのほかのところも多少の修正があるのであります。これは学校給食法という親法律から考えれば、施設に対しては国が補助し、施設の責任は、これは設置者が責任を負うのだから、給食といふ、食べる、あるいは飲むということについては父兄が負担をするというのが、学校給食法の建前になつておる。ところが、実際四十億といふ金を出して、給食の面にも国が補助しようとすると、やめなければならぬような場合が、出来て、そこで改定するといふことにはならない。そこで改定するといふことには、なかなかむずかしいから、やはり基本法は原則的に父兄の負担として、給食問題は考えさせておく。便宜的なものとして給食会法の方でやつていく。従つてこれはいつ廃止になるか、いつまた影をなくすかわからぬといふような、そういう不安を持つてくるわけです。政府がそれだけの意図を持つておったと、こういうふうにお伺いしているわ

けです。

○荒木国務大臣 大体政府委員から答弁しました趣旨と同様でござりますが、学校給食の建前としましては、現役をしないようになるわけです。従つてこれに対しても国が補助することができる、補助することができるといふふうに直したって私は差しつかえないと思う。そういうふうにして出発していければ、法律が非常に整つてくると思うのです。

○小林(信)委員 妥当といふところに適切かどうかわかりませんが、その方が妥当である。こう考えまして御提案申しましたわけであります。

○小林(信)委員 妥当といふところにありますので、学校給食会法の一部改正といたことで間に合つたといふ方もいることとあります。行く行く見ととしては私もわからります。行く行くはそういうことにたどりつくべきものと、もちろん思っていますけれども、小林さんも御承知の通り、給食そのものが、食糧難の時期に、占領されておる期間中に発足をいたしまして、今日、学校

として父兄の負担とするといふにしておけば、そこでの予算も国の都合でもつて——あるいは脱脂ミルクがどうも評判がよくなかつた、しかしこれに値が張るといふふうな場合がわかるべきものを見つけるにはちよつたら考えれば、施設に対しては国が補助し、施設の責任は、これは設置者が責任を負うのだから、給食といふ、食べる、あるいは飲むということについては父兄が負担をするといふのが、学校給食法の建前になつておる。ところが、実際四十億といふ金を出して、給食の面にも国が補助しようとすると、やめなければならないことになる。そこで改定するといふことには、なかなかむずかしいから、やはり基本法は原則的に父兄の負担として、給食問題は考えさせておく。便宜的なものとして給食会法の方でやつしていく。従つてこれはいつ廃止になるか、いつまた影をなくすかわからぬといふような、そういう不安を持つてくるわけです。政府がそれだけの意図を持つておったと、こういうふうにお伺いしているわ

けです。

○荒木国務大臣 大体政府委員から答弁しました趣旨と同様でござりますが、学校給食の建前としましては、現役をしないようになるわけです。従つてこれに対しても国が補助することができる、補助することができるといふふうに直したって私は差しつかえないと思う。そういうふうにして出発していければ、法律が非常に整つてくると思うのです。

○荒木国務大臣 御要望として、御意見としては私もわからります。行く行くは、基本法からます積極的に、父兄の負担だけでなく國が補助するといふふうに出てもらいたい、こういうことを要望しておるわけですね。

○荒木国務大臣 おそらく政務次官が申しましたことは——予算委員会でも次第であります。さりとて、この学校

給食についてわれわれが理解しております。ます意味とはいささか趣を異にして申上げるまでもなく御

申されます。

○高津委員 関連しての申し出があ

りますから、これを許します。高津君。

○床次委員長 申上げるまでもなく御

申されます。

○高津委員 今大臣の御答弁を聞きま

したが、その前に田中政務次官から、

学校給食会の将来の私の考え方、地

方色をそれぞれ取り入れ、いろいろ進

んでいくのだから、食糧問題そのもの

は将来は問題にならなくなる、だんだ

ん少くなるといふ意見を、われわれ

はこの耳で拝聴したばかりであります。

ところが大臣の御答弁を聞けば、

いまして、いづれかの時期におつしや

るようなことが起り得るとは、むろ

ん思いますが、当面学校給食会法を通

じて実施するといふところに重点を置

きまして、御審議を願つておるような

ことがあります。さりとて、この学校

給食のことは国民的な関心事となつて

おりますし、学校給食を通しての児童

生徒の体位の向上、健康保持の両面か

ら見ましても、すでに客観的には是認さ

れておる、動かすべからざる前向きの

方向をたどつて、今日及び将来に向

かつておると思ひます。このことを、

そのときときの財政事情によつて後退

させるなどといふことはあり得ない、

あらしめてはならないといふ課題だと存するのであります。そういうこと

で、給食会法だから安易に扱われる、

根本法だからがつわりといふ——そ

う言えないこともございませんが、具体的な施策の遂行上は、法律の名前がい

ましたよな受け取り方をしていく限

りにおいては、後退することもあり得

えをしました。そういう脱脂粉乳に開

しての内容が国内製品か輸入品かとい

うことに関連した氣持を述べられたんじやないかと想像をいたしますが、想像だけではむろんすべてを尽くしませんけれども、根本的な考え方としましては、先ほどお答えしましたように、食糧難の時代の応急的な措置としての学校給食の性格から、学校給食によってカロリーを考え、発育盛りの子供を食べ物の点でも管理するような気持で給食を行なう、すなわち体位の向上とは顕著なものがあると思われます。そのことが今後も充実されねばならないという課題が間違いない限り、前進し充実されていくことは国民全体の希望ではなかろうかと私は思います。また学校教育の効果を考える上におきましても、文部省としてもそういう意味で受け取り、充実する努力をしていくべき課題であることは間違いないと存じております。まだ完成の域に至りませんけれども、前進の過程において、せめてミルク給食だけでも一日も早く実施しまして、今までの成果をさらに充実していきたいといふのが御審議を願つておるゆえんでございます。

○高津委員 関連質問ですか、きわめて短かく申しますが、私は今のお答

えと田中政務次官のお話とは食い違うと思います。脱脂粉乳だけ、あるいは牛乳だけの点で言われたのではありません。それでこの際大臣にお伺いをいたしておきます。将来は国産の牛乳をだんだん広げていくのだ、こういうお考えに受け取れましたが、それならせん。それでこの際大臣にお伺いをいたしておきます。将来は国産の牛乳を月十一日に一升当たり五十二円の現在の乳価を二円ないし三円安くせよといふことを通告して、そうしてこれに憤

じやないかと想像をいたしますが、想像だけではむろんすべてを尽くしませんけれども、根本的な考え方としましては、先ほどお答えしましたように、食糧難の時代の応急的な措置としての学校給食の性格から、学校給食によつてカロリーを考え、発育盛りの子供を食べ物の点でも管理するような気持で給食を行なう、すなわち体位の向上と健康増進に資するといふ今までの成果は顕著なものがあると思われます。そのことが今後も充実されねばならないという課題が間違いない限り、前進し充実されていくことは国民全体の希望ではなかろうかと私は思います。また学校教育の効果を考える上におきましても、文部省としてもそういう意味で受け取り、充実する努力をしていくべき課題であることは間違いないと存じております。まだ完成の域に至りませんけれども、前進の過程において、せめてミルク給食だけでも一日も早く実施しまして、今までの成果をさらに充実していきたいといふのが御審議を願つておるゆえんでございます。

○高津委員 関連質問ですか、きわ

めて短かく申しますが、私は今のお答

えと田中政務次官のお話とは食い違

うと思います。脱脂粉乳だけ、あるいは牛乳だけの点で言われたのではありません。それでこの際大臣にお伺いをいたしておきます。将来は国産の牛乳を月十一日に一升当たり五十二円の現在の乳価を二円ないし三円安くせよといふことを通告して、そうしてこれに憤

進されると喜びを感じます。ですから取引委員会に現在これを訴えておるのあります。この三月の末には畜産物価審議会が開かれるので、それに対しても全国大運動をして——農業基本法に基づいて酪農が四二%以上農業改善事業で申し出があつた、そういう大へんなパーセンテージを占めておるのであります。そんなに同くことを農林省は許しておるわけです。しかし乳価の四十億円全部がアメリカに渡るわけではないが、アメリカの対日輸出があふるのであります。なま牛乳にしても、現在の国内星がとうふをこしらえた豆のしばりかすみたいな非常に値段の安いものですね。アーティカルの対日輸出があふるのでありますから、アメリカの喜ぶことは非常によくわかるけれども、これは供給増加によるわけですから、従つて牛乳の値段を低下させる作用を持つておる。この事実をお認めでしょうかどうですか。必ず日本の畜産に対する妨害になるわけですから、従つて牛乳の値段を下さる要素だ。供給が多くなるのですから日本の牛乳の価格を下げる作用を持つておる。これを一つ聞くのです。それからもう一つ、国産を奨励する意味なれば給食できないといふ分量の窮屈さがござりますので、国産材料がござります。価格においてははるかに父兄負担なり國庫負担が多からざるを得ない。そういう現実の不可能に近い窮屈さがござりますので、国産材料で給食が行なわれる姿がむろん文部省としても望ましいと思ひますけれども、一面、一日も早く学校給食を実施の望ましい姿は、並行的に農業政策として農林省が所管省として担当して考へていく、あるいは努力していくことからもう一つ、国産を奨励する意味なれば、量がないでどうやら全国一齊にできないとしても、それをある県に限り、ある県から始めて、だんだんそれが多くするような考えはないのですか。おやりになるつもりがどうか。それをお伺いします。

○荒木国務大臣 御指摘の通りある程度はそういう作用がないとは言えないと思います。アーティカルは輸入する国ですから、日本が輸入してくれないと喜ぶておられます。児童生徒の体位が向上し健康が増進されると喜びを感じます。ですから頗る悪い姿は、先ほどの御承認のところです。と申しますことは、価格も低廉でありますとときには、季節的、地価審議会が開かれるので、それに対しても全国大運動をして——農業基本法に基づいて酪農が四二%以上農業改善事業で申し出があつた、そういう大へんなパーセンテージを占めておるのであります。そんなに同くことを農林省は許しておるわけです。しかし乳価の四十億円全部がアメリカに渡るわけではないが、アーティカルの対日輸出があふるのでありますから、アメリカの喜ぶことは非常によくわかるけれども、これは供給増加によるわけですから、従つて牛乳の値段を下さる要素だ。供給が多くなるのですから日本の牛乳の価格を下げる作用を持つておる。これを一つ聞くのです。それからもう一つ、国産を奨励する意味なれば給食できないといふ分量の窮屈さがござりますので、国産材料がござります。価格においてははるかに父兄負担なり國庫負担が多からざるを得ない。そういう現実の不可能に近い窮屈さがござりますので、国産材料で給食が行なわれる姿がむろん文部省としても望ましいと思ひますけれども、一面、一日も早く学校給食を実施の望ましい姿は、並行的に農業政策として農林省が所管省として担当して考へていく、あるいは努力していくことからもう一つ、国産を奨励する意味なれば、量がないでどうやら全国一齊にできないとしても、それをある県に限り、ある県から始めて、だんだんそれが多くするような考えはないのですか。おやりになるつもりがどうか。それをお伺いします。

○小林(信)委員 大臣にお聞きして、文部省の腹といふものも多少わかつたのです。というのは、局長の方からの答弁では、差しつかえないといふだけ定めた姿に定着するに応じて、先ほど申しました脱脂粉乳の輸入量が減つていくというような構想があつてしかるべきだと思います。現実にはそれは有機的な關係に立つておりません。農林省と相談するということに相なつておられるわけであります。ただ不安定な状態、言いかえれば夏場はアイスクリー

ムが売れればなま牛乳は学校給食には提供しないといふような、生産者側もしくは加工業者側の便宜をまず考えなればならない今の国内の実情からいふことを通告して、そうしてこれに憤りながら、納得はできないのですが、原則としてはそないうふうにしていきたいために、日本でもどこで申し上げたような意味において、児童生徒の体位が向上し健康が増進されると喜びを感じます。ですから頗る悪い姿は、先ほどの御承認のところです。と申しますことは、価格も低廉でありますとときには、季節的、地価審議会が開かれるので、それに対しても全国大運動をして——農業基本法に基づいて酪農が四二%以上農業改善事業で申し出があつた、そういう大へんなパーセンテージを占めておるのであります。そんなに同くことを農林省は許しておるわけです。しかし乳価の四十億円全部がアメリカに渡るわけではないが、アーティカルの対日輸出があふるのでありますから、アメリカの喜ぶことは非常によくわかるけれども、これは供給増加によるわけですから、従つて牛乳の値段を下さる要素だ。供給が多くなるのですから日本の牛乳の価格を下げる作用を持つておる。これを一つ聞くのです。それからもう一つ、国産を奨励する意味なれば給食できないといふ分量の窮屈さがござりますので、国産材料がござります。価格においてははるかに父兄負担なり國庫負担が多からざるを得ない。そういう現実の不可能に近い窮屈さがござりますので、国産材料で給食が行なわれる姿がむろん文部省としても望ましいと思ひますけれども、一面、一日も早く学校給食を実施の望ましい姿は、並行的に農業政策として農林省が所管省として担当して考へていく、あるいは努力していくことからもう一つ、国産を奨励する意味なれば、量がないでどうやら全国一齊にできないとしても、それをある県に限り、ある県から始めて、だんだんそれが多くするような考えはないのですか。おやりになるつもりがどうか。それをお伺いします。

○小林(信)委員 大臣にお聞きして、文部省の腹といふものも多少わかつたのです。というのは、局長の方からの答弁では、差しつかえないといふだけ定めた姿に定着するに応じて、先ほど申しました脱脂粉乳の輸入量が減つていくというような構想があつてしかるべきだと思います。現実にはそれは有機的な關係に立つておりません。農林省と相談するということに相なつておられるわけであります。ただ不安定な状態、言いかえれば夏場はアイスクリー

ムが売れればなま牛乳は学校給食には提供しないといふような、生産者側もしくは加工業者側の便宜をまず考えなればならない今の国内の実情からいふことを通告して、そうしてこれに憤りながら、納得はできないのですが、原則としてはそないうふうにしていきたいために、日本でもどこで申し上げたような意味において、児童生徒の体位が向上し健康が増進されると喜びを感じます。ですから頗る悪い姿は、先ほどの御承認のところです。と申しますことは、価格も低廉でありますとときには、季節的、地

価審議会が開かれるので、それに対しても全国大運動をして——農業基本法に基づいて酪農が四二%以上農業改善事業で申し出があつた、そういう大へんなパーセンテージを占めておるのであります。そんなに同くことを農林省は許しておるわけです。しかし乳価の四十億円全部がアメリカに渡るわけではないが、アーティカルの対日輸出があふるのでありますから、アメリカの喜ぶことは非常によくわかるけれども、これは供給増加によるわけですから、従つて牛乳の値段を下さる要素だ。供給が多くなるのですから日本の牛乳の価格を下げる作用を持つておる。これを一つ聞くのです。それからもう一つ、国産を奨励する意味なれば給食できないといふ分量の窮屈さがござりますので、国産材料がござります。価格においてははるかに父兄負担なり國庫負担が多からざるを得ない。そういう現実の不可能に近い窮屈さがござりますので、国産材料で給食が行なわれる姿がむろん文部省としても望ましいと思ひますけれども、一面、一日も早く学校給食を実施の望ましい姿は、並行的に農業政策として農林省が所管省として担当して考へていく、あるいは努力していくことからもう一つ、国産を奨励する意味なれば、量がないでどうやら全国一齊にできないとしても、それをある県に限り、ある県から始めて、だんだんそれが多くするような考えはないのですか。おやりになるつもりがどうか。それをお伺いします。

○小林(信)委員 大臣にお聞きして、文部省の腹といふものも多少わかつたのです。というのは、局長の方からの答弁では、差しつかえないといふだけ定めた姿に定着するに応じて、先ほど申しました脱脂粉乳の輸入量が減つていくというような構想があつてしかるべきだと思います。現実にはそれは有機的な關係に立つておりません。農林省と相談するということに相なつておられるわけであります。ただ不安定な状態、言いかえれば夏場はアイスクリー

に補助をするということをうたつて、くことが私は至当だと思う。もう一つは法律制定の問題として、こういう形でいいかどうか、これをまず最初に明白にしておいて、こういふように考へておいて、この法案審議に入つていきたい。こういふように考へておいて、私はきょうはこの程度で終わりたいと考へております。

○荒木 国務大臣 給食法でありましょとうとも、給食会法でありましょとも、國民の意思を最終的に決定して、ただく法律という意味においては同じであります。どのよだんな法律に規定されておるから不安定だなどといふ問題では、さつきも申し上げましたように、おつしやることはわからぬではございませんが、給食制度それ自体の見通しといふものが——月通しといふのは後退する、しないといふ見通しではなくて、一面農業政策にも関連を持たざるを得ないわけですが、米麦中心の今までの農業が、農業基本法の趣旨徹底、運用に伴いまして変わつていくにいたしましても、米麦の生産といふものはなくなるわけではない。それとの関連においてどういうふうに、ミルクは一応別といつてしまつて、給食として粉やパンに今依存しておるわけですが、米食もあわせ考へるべしといふのは昨年の調査会の答申でもござります。それを考へ合わせて最終的な日本学校給食の内容的な方があつたどいことはまだ確立されていないと申し上げてもやむを得ない段階だと思います。給食のなすべきこと、実施されるべきことは給食法で方向づけは命令されております。その内容、やり方

等は現実に給食会法によつて、国会の意思に従つて実施されておるといふことであります。今まで養護、准養護についてミルク給食をやつておきましたのを、全般的に今度は伸ばそうとすることではたどりつきましたものの、最終的な落ちつく先を見きわめていないとき、根本法とおつしやる給食法に盛り込みようがない。相当具体的を持って盛り込まなければ意味をなさぬと思いますが、私は概念論としてはよくわかりますけれども、時期尚早だと思います。今としてはこの給食会法の一部改正をもつて定めておいていただいた方が適切であるといふふうに考へるのであります。またこの所管大臣がだれであるということによつてぐらつくなどといふ問題ではむろんないのです。あくまでも法律できめておるから最大限の学校給食を後退させない保証だと思います。

○小林(信)委員 なおこれは議論をあとへ続けていただきまして、きょうはこの程度に終わりたいと思うのですが、どうも大臣のお話を聞いておつても、今おつしやるようによまだ見通しがつかない。何か給食といふことについて文部省の計画といふものが確立されると、どうも大臣のお話を聞いておつても、今おつしやるようによまだ見通しがつかない。何か給食といふことについて不安があるといふうなことだけです。さきに上村千一郎委員から御質問がございました。また本日は、高橋英吉委員がわが党を代表して質問することになりましたが、都合によりましておらないといふような点から、学校給食法の方にこれを規定することは今までおらず、法律論からしても御検討をしてみたい、次回の審議のときにまた十分なお答えを願いたいと思うわけです。

そして、関連しましてこの「給食会法」というものを先日渡されました。政府としてはかねてその普及、奨励に努めてきた。今度はさらに一步を進め、ところおつしやつておるけれども、そこには現実に給食会法によつて、国会の意思に従つて実施されておるといふことであります。今まで養護、准養護についてミルク給食をやつておきましたのを、全般的に今度は伸ばそうとすることではたどりつきましたものの、最終的な落ちつく先を見きわめていないとき、根本法とおつしやる給食法に盛り込みようがない。相当具体的を持って盛り込まなければ意味をなさぬと思いますが、私は概念論としてはよくわかりますけれども、時期尚早だと思います。今としてはこの給食会法の一部改正をもつて定めておいていただいた方が適切であるといふふうに考へるのであります。またこの所管大臣がだれであるということによつてぐらつくなどといふ問題ではむろんないのです。あくまでも法律できめておるから最大限の学校給食を後退させない保証だと思います。

○小林(信)委員 なおこれは議論をあとへ続けていただきまして、きょうはこの程度に終わりたいと思うのですが、どうも大臣のお話を聞いておつても、今おつしやるようによまだ見通しがつかない。何か給食といふことについて不安があるといふうなことだけです。さきに上村千一郎委員から御質問がございました。また本日は、高橋英吉委員がわが党を代表して質問することになりましたが、都合によりましておられないといふような点から、学校給食法の方にこれを規定することは今までおらず、法律論からしても御検討をしてみたい、次回の審議のときにまた十分なお答えを願いたいと思うわけです。

そして、関連しましてこの「給食会法」というものを先日渡されました。政府としてはかねてその普及、奨励に努めてきた。今度はさらに一步を進め、ところおつしやつておるけれども、そこには現実に給食会法によつて、国会の意思に従つて実施されておるといふことであります。今まで養護、准養護についてミルク給食をやつておきましたのを、全般的に今度は伸ばそうとすることではたどりつきましたものの、最終的な落ちつく先を見きわめていないとき、根本法とおつしやる給食法に盛り込みようがない。相当具体的を持って盛り込まなければ意味をなさぬと思いますが、私は概念論としてはよくわかりますけれども、時期尚早だと思います。今としてはこの給食会法の一部改正をもつて定めておいていただいた方が適切であるといふふうに考へるのであります。またこの所管大臣がだれであるということによつてぐらつくなどといふ問題ではむろんないのです。あくまでも法律できめておるから最大限の学校給食を後退させない保証だと思います。

○竹下 委員 私は、私立学校振興会法改正について若干の質疑を行ないたいと思います。

さきに上村千一郎委員から御質問がございました。また本日は、高橋英吉委員がわが党を代表して質問することになりましたが、都合によりましておられないといふような点から、学校給食法の方にこれを規定することは今までおらず、法律論からしても御検討をしてみたい、次回の審議のときにまた十分なお答えを願いたいと思うわけです。

そして、関連しましてこの「給食会法」というものを先日渡されました。政府としてはかねてその普及、奨励に努めてきた。今度はさらに一步を進め、ところおつしやつておるけれども、そこには現実に給食会法によつて、国会の意思に従つて実施されておるといふことであります。今まで養護、准養護についてミルク給食をやつておきましたのを、全般的に今度は伸ばそうとすることではたどりつきましたものの、最終的な落ちつく先を見きわめていないとき、根本法とおつしやる給食法に盛り込みようがない。相当具体的を持って盛り込まなければ意味をなさぬと思いますが、私は概念論としてはよくわかりますけれども、時期尚早だと思います。今としてはこの給食会法の一部改正をもつて定めておいていただいた方が適切であるといふふうに考へるのであります。またこの所管大臣がだれであるということによつてぐらつくなどといふ問題ではむろんないのです。あくまでも法律できめておるから最大限の学校給食を後退させない保証だと思います。

○床次 委員長 竹下登君。以上です。

○竹下 委員 私は、私立学校振興会法改正について若干の質疑を行ないたいと思います。

さきに上村千一郎委員から御質問がございました。また本日は、高橋英吉委員がわが党を代表して質問することになりましたが、都合によりましておられないといふような点から、学校給食法の方にこれを規定することは今までおらず、法律論からしても御検討をしてみたい、次回の審議のときにまた十分なお答えを願いたいと思うわけです。

そして、関連しましてこの「給食会法」というものを先日渡されました。政府としてはかねてその普及、奨励に努めてきた。今度はさらに一步を進め、ところおつしやつておるけれども、そこには現実に給食会法によつて、国会の意思に従つて実施されておるといふことであります。今まで養護、准養護についてミルク給食をやつておきましたのを、全般的に今度は伸ばそうとすることではたどりつきましたものの、最終的な落ちつく先を見きわめていないとき、根本法とおつしやる給食法に盛り込みようがない。相当具体的を持って盛り込まなければ意味をなさぬと思いますが、私は概念論としてはよくわかりますけれども、時期尚早だと思います。今としてはこの給食会法の一部改正をもつて定めておいていただいた方が適切であるといふふうに考へるのであります。またこの所管大臣がだれであるということによつてぐらつくなどといふ問題ではむろんないのです。あくまでも法律できめておるから最大限の学校給食を後退させない保証だと思います。

○杉江 政府委員 振興会の原資として従来は一般会計からの出資を用いておりました。ここにいいます。これと並んで長期借り入れまたは短期借り入れといふことは、そういう出資によって発行し得るもの発行する債券」これらが、まずこれをお聞きしたいと思いま

す。

○杉江 政府委員 振興会の原資として従来は一般会計からの出資を用いておりました。ここにいいます。これと並んで長期借り入れまたは短期借り入れといふことは、そういう出資によって

今回の改正は、いわゆる財投受け入れといふのがその動機になつております。したて、三十四条、「振興会は、文部大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは、この費された地域は給食といふものには理解を持つておるけれども、財政上の問題、いろいろな点から、もう一度これを踏み切つて全国的に完全実施をするという情勢にならない、そこでもういかといふうに、政府が給食そのものにも補助をするといふうな体制をとれば、さらにこの問題が打開できる

うふうな多額な金が使われておりますが、こういう金は一体どこから出しでかかるこれを見ましても、三十七年度物資經理として三十二億三千四百万と

も、やはり完全給食をするものがある程度へきている、これをほんとうに全額へくるのかどうか。相当これは人員等がふえてくるのではないかと思うのですが、これと同時に、各府県の体制も

は、この費された地域は給食といふものには理解を持つておるけれども、財政上の問題、いろいろな点から、もう一度これを踏み切つて全国的に完全実施をするといふうに、政府が給食そのものにも補助をするといふうな体制をとれば、さらにこの問題が打開できる

うふうな多額な金が使われておりますが、こういう金は一体どこから出しでかかるこれを見ましても、三十七年度物資經理として三十二億三千四百万と

も、やはり完全給食をするものがある程度へきている、これをほんとうに全額へくるのかどうか。相当これは人員等がふえてくるのではないかと思うのですが、これと同時に、各府県の体制も

は、この費された地域は給食といふものには理解を持つておるけれども、財政上の問題、いろいろな点から、もう一度これを踏み切つて全国的に完全実施をするといふうに、政府が給食そのものにも補助をするといふうな体制をとれば、さらにこの問題が打開できる

うふうな多額な金が使われておりますが、こういう金は一体どこから出しでかかるこれを見ましても、三十七年度物資經理として三十二億三千四百万と

も、やはり完全給食をするものがある程度へきている、これをほんとうに全額へくるのかどうか。相当これは人員等がふえてくるのではないかと思うのですが、これと同時に、各府県の体制も

は、この費された地域は給食といふものには理解を持つておるけれども、財政上の問題、いろいろな点から、もう一度これを踏み切つて全国的に完全実施をするといふうに、政府が給食そのものにも補助をするといふうな体制をとれば、さらにこの問題が打開できる

うふうな多額な金が使われておりますが、こういう金は一体どこから出しでかかるこれを見ましても、三十七年度物資經理として三十二億三千四百万と

のときに従来のような建前でいつて、実問題があるわけであります。また性格として考えましても、これはいわゆる使つてしまふ金ではなくて貸す金でござります。そういうふうな基本的な性格からも、原資を借りて貸すといふことでも、その振興会の事業の目的が達成できるわけでございます。そこでそのときに、それでは従来のよくな長期借り入れが期待できるかというと、これは多くは期待できない。のみならず、それをもししいてやろうとすればこれは非常な高利な利率を支払わなければならぬ。そこでこの長期借り入れといましても、そりゃ私設振興会とか一般の銀行から借りるのは決して、安い利率のものを借りる必要がある。すなわち、安い利率といふのは、やはり政府資金、財政資金、具体的には資金運用部からの長期借り入れが必要になって参るわけであります。ところで従来は、その借り入れを受けたいのでありますけれども、それにはやはり資金運用部資金法の建前がありまして、特別な法的な規制を必要とする。具体的には債券発行能力を付与する必要がある、こういう建前になっておりますので、このような改正をいたして、その資金運用部資金からの長期借り入れを得たいというのが今回の改正の趣旨でございます。具体的に債券発行をしてそこから資金を得るということは現在のところ考えておりません。

それであるといふことが明瞭になつた。質問をいたしましたこと自体は、資金運用部資金法からしますと、ただいまの答弁にもございましたこと、債券発行能力を持たずということになる。そこで私は重ねて今の質問をしようところ、すなわち三十八年度においてはしない。だからその金自体はあくまでも資金運用部からの長期借入金であつて、債券発行というものの考え方の方はなしといふことでござりますが、この債券発行自体は将来ともしないお考へであるかどうか。

○杉江政府委員 私は将来ともしないこととは必ずしも言えない。資金需要は今後相當多くなる見通しもありますので、債券発行を必要とするような事情も起る可能性はあると思います。ただ、そのことが振興会の原資となりますので、得る方法として適当であるかどうかといいますと、私はそれはやむを得ない場合の措置である、こう考へるわけであります。やむを得ない方法としては、振興会の資金調達の方法といふ地からはやむを得ない方法として、はかで十分な資金が得られなければやはり債券発行といふことも考へざるを得ない時期があり得るとは考へます。しかし債券発行については、御承知のように相当めんどくな手続を伴います。それからまた利率も高くなりますが、そういう見地から、やはり面少くとも当分の間は長期借り入れで資金を調達する、こういう建前でいくべきものだと私は考えます。

○竹下委員 基本的に考え方方は私と致いたしております。ただ次善の策として考えた場合に、将来債券発行をすることがあると仮定した場合、たとえれば銀行委託方式とかあるいは日銀に貯金を貯めますとか、いろいろな手はあるであろうと思うのであります。そぞれに、わゆる私学振興のための資金であるだけに、公募債である場合においては、その引き受けんとする債券自体の性格について金融機関その他がいろいろな観点から選択するであろうと思うのであります。そういう場合に政府保証といふものをする考え方、今やとくろ当分の間債券発行ということができるだけやらないようにしたいといふ考え方の方のときに、債券発行がもしも得るとしたらといふ前提で御質問したこと自体に私もいささか当を得ない点もあろうかと思いますけれども、發行した場合には政府保証等を行なえばこの債券自体が消化できるかがしかばらの要素になりはしないかといたしまして、うに考える。そこで、その政府保証といふようなものがかかる可能性等について承りたい。

その計画がないときには、政府保証の規約を入るということは、一般的な扱いとしてしないようにしているから、こういうことで一つ了承してくれ、ことます。そこで私ども、当面は、この債券発行を避けて資金運用部資金から借り入れ、最も望ましいのは一般会からの出資の増額でございますが、こういう方法に依存いたしたいと考えておりますので、そのような大蔵省の意向をも了承して、このような改正を願いしておる次第でございます。

○竹下委員 筋の通った話はよくわかるのであります。そこで政府保証の項目を織り込むのはそのときに考える、うしてそういう方向で仕事自体を進めていく場合には、それに対して大蔵局等の強い抵抗はないという感じで、私は、答弁を承つたのであります。が、この議論 자체が債券発行という一つの既定の事実に基づいておるところに問題点がありますけれども、これは債券発行はしないという考え方であれば、この点についてのこの私立学校振興会の改正は、今回しなくともよかつたではないか、こういうことについて、考えを承りたい。

○杉江政府委員 債券発行能力をもつておる必要はないのではないか、こうお考えですか。——その点については、先ほど申し上げましたが、今資金運用部資金法の建前としても、債券発行能力を付与することが資金運用部の借り入れの条件になつておる現実に資金運用部から借りておる場合には、すべてこの種の規定がございま

○竹下委員 そうすると、資金運用
資金法に基づく債券発行能力がない
のに対しては、資金運用部資金の長
貸付はできないという建前でござい
ますか。——わかりました。
さてそこで今回の二十億円の問題
あります。すが、貸す対象といふものは
ちろん私学振興会が貸すものであります
すけれども、主として大学といふもの
を対象にするのか、高校といふもの
対象とするのか。
○杉江政府委員 これは幼稚園から
学までの資金需要に応ずるわけでござ
います。
○竹下委員 そこでいわゆる二十億
といふものは、私学振興会といふ一
の袋の中でそれだけ原資がふえると
う意味であつて、この財投、資金運
用部資金そのものは、特に大学の振興
か、特に高校の急増とか、特に科学
技術の振興とか、そういうような指導
伴わない、ただ原資自体をふやして
そうしておっしゃった通り、幼稚園
ら上までの貸付需要に応じさせる、
ういうふうに理解をしていいかど
か。
○杉江政府委員 その点は実はそ
なつておらないのです。実はそ
の資金運用部資金からの融資をする
とについては、財務当局にかなりの
抗があったわけであります。いわゆ
る財政投融資は、一般に臨時的な経費
しかも多くの場合は収益性の高い
の、そういうものについて貸すのを
前としておる、ところで一体私学の
ういった貸付の一般的な状況は、ほと
ど恒久性を持ってその必要が起つ
ます

とは何らやぶさかではないが、現実に

か
ら

からこの改正をお願いしておる次第

くるのではないか、そういうものについてはむしろ一般会計からの出資の方が筋が通るのではないか、こういう意見があつたわけなんです。財政投融资は収益の伴う臨時的大規模な経費の充足に充てるということは、一般論としてはある程度はそもそも言えるかと思ひますけれども、しかし私どもは、いろいろな例外がたくさんあるので、ことに公共投資というのを考えると、必ずしもその範疇では律し切れないものがある。そういう点を強調して、ぜひ財政投融资からも一つ貸してくれといふことを言つたのですが、しかし、向こうはやはり恒久的な資金の調達には適しないから、この私立学校の需要する経費のうち、臨時の性格の強いものにとにかく増そう、こういうことになつたわけであります。そこで、文部省としては、一応この二十億の資金は高校急増対策に回すということになつておるわけでござります。

それからまた、一般の施設整備も、これを早急に基準まで高めて整備する。こういう意味合いの経費が非常に多くを占めています。そういう意味からいたしますならば、臨時の経費がかなり多くは言えると思う。そういう見地から、今後この金額をふやすよう努力したいと思います。もちろん、一般会計から多額の出資があれば、それに越したことではないわけであります。だから一般会計からうんとやるからこっちを減らせといならば、私どもは喜んでそのようにいたしたいと思いますが、そのことがなかなか期待できない。しかかも依然として多額の資金需要が続くこという限りにおいては、今後とも財政投融資のワクはふやしていくべきものと考えております。

大臣と協議しなければならない。」第一項、第二十四条第一項、第二十二条第一項、第二十四条第一項、第二十七條、第二十八條第一項、第三十条、第三十三条第一項」というのが、長短期借入金、私学振興債券を規定したものであるという理解でよろしいか。
○杉江政府委員 その通りでござります。
○竹下委員 それでは今度は私学振興の問題自体についての関連性で、ごく短期間質問をして終わりにしたいと思いますが、局長の答弁の中ににおいても、四回明らかにされたごとく、振興会の政府出資というものがベストであるということは、私もその通りに思っています。そこで年々わずかながら増額されてはおりますけれども、今後の私学の需要がますます増大されてくるものと思われる今日、今のような形でござります。そこで年々わずかながら増額されることは、一方またこれでは不足だから財投をということになると、両天びんにかけられしていく可能性というものが、今後あるのじやないかといふことを懸念いたしますのでござります。そこで、さはざりながら、財政当局に対してもこれが要求を行なう際に際しては、私学振興の長期計画といふものがあつてしめるべきであり、またその長期計画に基づいての政府出資、それが場合によつては長期借入金に肩がわりされる場合があつても、そういう要求をしてこそ迫力を伴うわけであります、その長期計画自体について、簡単に御説明をいただきたい。

この二つになるわけであります。このうち理工系学生の増募につきましては、いわゆる私学だけではなくして、全体のいわゆる科学技術者養成計画の線に載せて、私学で相当する部分に對する貸付でございます。従つてその計画は今のところ四十一年度までの四ヵ年計画になつております。そしてこの二つにつきましては、他の計画の上に載せて私学でそれに応じた措置をするのはどうしたらいかということで、その資金需要も計算され、また振興会からの融資額も計算されておるわけであります。この振興会からの貸付の特殊なもの、また最も本質的といいますか、そういうものとしては、いわゆる私学の施設一般を基準まで充足する、こういう経費でございます。これは私学の現状は、著しく国公立に比べて不備な状態でありますので、これをどうしても充実していかなくてはならぬ。これについては前から私どもは計画を持っています。具体的に言いますと、三十五年から十ヵ年計画で、これを充足したいという計画を持つておるわけですから、現在のような予算獲得状况では、この計画は大幅に伸びざるを得ないということでござります。

してその中で貸付対象はさらに制限されるので、今までの率でその貸付予定額を計算いたしまして、所要額は三百十三億になるわけです。このような状況になりますが、しかし今申し上げた数字には、たとえば危険改築の経費も含まれていないとか、いろいろ対象が制限されております。だからそういう対象費が入っていないとか、それから病院とか寄宿舎、研究所等の経費も含まれてますけれども、そういうものを入れますと、この所要経費はおおよその計算でありますけれども、やはり一千億円にはなると思います。しかしそういうことでなくして、当面一応事務的に今までのベースで考えた数字として、たとえば一般施設費は貸付所要額として二百二十億円必要という計算が出るのです。ありますが、これを先ほどの計画でいいますと、あと七ヵ年間でやる必要があるわけなんです。そういたしますと、一年の所要額は三十一億円になるわけです。ところが今年度の振替会貸付計画は、このうち十四億しか見ておりません。それだけこの十ヵ年計画といふのはぐつと先へ延びるということになるわけであります。

別といたしまして、一般施設費の点について、基準に達するまでの年次計画そのものを財政当局に初めからまして、そして予算の都合によつて、ことは何ばついたから、これは十ヵ年計画が十二年に延びたとかいうようことが、ちゃんと文教行政の体系の中にいて説明されるまでの基礎ができるところが私は好ましいのでござります。その基礎自体が国立大学等においてはやはりできておるというふうに私は思つておりますが、私立大学についてはそういう基礎自体がまだできていない。そこに私学振興自体の問題点があると思うのであります。

そこでこの問題については、そういう政府出資とかねいで、また財投自体を考えていく、これも予算上の方法としてはあるべきことであり、かつ財投自体が頭出しをしたということは、これは荒木文政の大躍進の一つであるとは思ひますけれども、さらにこの私学振興、そして基準整備の計画自体としてはあるべきことであります。そこでの見解としてのみ込ませることによつて、予算の範囲内で、それが延びる年一年延びる、二年延びるということが一々確定できるような体制で、私学振興自体に当たつていただきたいと思ひます。この私学振興自体に荒木文部大臣にお尋ねしたいと思ひます。

○荒木国務大臣 ただいまの御意見には、私も全面的に賛成でございます。今までそういう角度からの努力が、必ずしも十分でなかつたことを考へさせられます。全努力を頼けたいと思ひます。同時にまた資金面におきまして

も、個人、法人からの净財が集まりやすくするための税法上の措置等、今後に残された課題があらうかと思ひます。それも含めて文部省としては努力すべきものと思います。

○竹下委員 私も税法上の問題についてもお尋ねしたかったのであります。が、大臣からの御答弁でそういう心組みが示されましたので、これについては触れないことといたします。

そこで最後に一つ、振興会は学校に対する資金の貸付ということはもとよりあります。が、そのほかいま一つの目的でありますところの助成といふ重要な任務がございます。現在私立学校教職員共済組合と私学研修福祉会に対する資金の貸付といふことはもとよりあります。が、そのほかいま一つの目的でありますところの助成といふ重要な任務がございます。

そこでこの助成を行なつておるのであります。が、この助成財源を確保することは非常に大切なことであります。そこで政府出資額、たまたま二十億なら二十億の財投が、かりにもし政府出資額であるといたしますならば、それだけ剩余金自体も多くなつてくるわけであります。

では具体的にそれが可能かということがあります。が、それは現在のところ可能であります。将来この一般会計から出資が、ほとんどなくなつて、財政投融資だけになつてくる。しかもそ

れども、現在の情勢ではそういうことの金額が相当大幅になりますと、今申されたよな過ぎやで、こういう助成を圧迫するということが起りますけれども、現在の情勢ではそういうことはございません。三十八年度におきましても、若干ではありますけれども、この助成をふやす措置を現に考えておられます。今後もそのような方向で考えていいきたいと思っております。

○山中(吾)委員 今提案になつておる法案及び竹下委員の質問に関連して大臣にお聞きをしたいと思いますが、私は全國のP.T.A.の問題になつて、大きい問題になつておるわけですが、三年後に深刻に考えてもらわなければならぬ問題があると思うのです。現在高校急増なると高校卒業者が急増して、卒業するときにはまた大学入学問題が出てくる。そのときには高等学校から大学に押し寄せていくときに浪人をつくる。これはまたそういう青年の優越感、劣等感の中に入つていく青年がどういう方向にいくか、社会問題だと私は思うのであります。従つて、三年後のこの大学に

お答え下さい。

○荒木国務大臣 国立大学に対します考え方と、私学につきましても前向きの対策を立てねばならない。そのいわば突破口の一つとして財政投融資の道を開くといふことを、まさに前向きの初年度であります。そういう方向でもつて充実していく努力を次の年度に

はさらに加えていかねばならない。先刻竹下さんにもお答え申しました税法上の問題等も考えまして、民間の淨財が入りやすくする努力もあわせ行なわねばならない。六対四の比率は文科系においてそだだと思ひますが、理工

のを確立されることが好ましいと思つて、そのことをさらに強く要望しますとともに、ただいまの助成の問題であります。これがこまか話ではございませんけれども、この助成自体、いわゆる研究団体助成、その研究団体の中へこれらが入り得る可能性があるならば、それらの袋の中に入れてもらつて、別途振興会からの助成はもとよりありますけれども、國自体からの助成の方法も考えられることが好ましい

意見を聞いておきたいと思います。

○荒木国務大臣 お説の通り、前向きに検討を加えまして、この課題に取つ組むべきものと存じております。

○山中(吾)委員 その中に私学問題が重要な計画になつてくるので、国立、公立大学の学生と私学の学生の比率は大体六対四、あるいは七〇%近いのが私学の学生である。そこで現在有名校に集中する。あるいは施設、設備といふものが無いのに定員を倍加する。あらゆる問題はここに出てきておるのであって、施設、設備のいわゆる平均化ということを頭に置いた私学充実計画

を立てる必要があるので、その点、大臣の、現在から見た三年後の計画をどうするかということについての御意見を聞いておきたいと思います。

系については遡に四対六というやうな比率になつてゐるようであります。一面また学科の新設、定員増につきましては、単に届出をもつて足るといふ方法そのまま今運営しておりますことは、あわせ考えますときに、なかなか把握しにくい面ござりますが、そういうあるもの要素を考え合わせながら、数年後に控えておる大学入学の問題に取つ組むべきものと考え、検討をして始めておるわけであります。

○山中(晋)委員 三年後、四年後に高等学校の卒業者が何名ふえるのか、今までの実績において大学希望者は何割か、それに基づいて日本全体の大学教育計画はどうなければならぬかといふことをやるべきであろう。従つて三ヵ年計画あるいは四ヵ年計画で今から着手すべきであると思うので、その点具体的にそういう資料を出していただきたい。この国会中でけつこうです。どのくらい高等学校の卒業生があえて、どういうカーブを描くか、そういうことを出さないと場当たりになる。なぜ申し上げるかといふと、今問題になつてゐる高校急増の問題も、終戦直後の年に満州、中国その他の方におつた者が全部帰つてきて、そつとして久しりで奥さんと会つて生まれた子供が今ここに現われてきているわけなのです。そのとき文部省は、十年後にはこれだけふえるということはもうちゃんとわかつていたはずだ。そこで計画を立てていくことが、いわゆる教育白書の中にあるところの長期計画が必要だと力説しておることなので、それを観念的に言わないので、そういうことを見通して立てるのが私は文部大臣の責任だと思う。高校急増の問題について

も、そういうふうに久しぶりで帰郷をした御主人と会って生まれてきたその子供のこととの中からすでに計画を立てれば、こんなに大願きをする必要はないのであって、同じくまた大学問題は三年、四年後に出てくるわけですか。なら、その点ももつと科学的に考えて計画を立てる。その中に私は官公私立を含んだ総合的な日本の大学教育計画が立つと思うのであります。科学技術の問題にしても、現在いわゆる大学希望者が理科の方は非常に多い、理工科、工学部も多い、どちらが多いというそ入學難のパー・センテージの中に、文部省としてはこの学部はこれだけふやして解決するというふうな科学的計画も出てくるはずであります。その資料をずっとお調べになつて出していくただきたい。局長、出せますか。

する入学希望者と定員との関係で、どのくらいの率であるという実績がある。経済の事情によってある程度の変動があつても、大体の実績がありますよ。理科というものは非常に競争率が多いのだ、理科で工学部は多いのだ、そういう中で大体の見通しをお立てになることはできるんじやないですか。そうではないと、毎年のよううに不景気になる、景気になるというふうなことで動くから間違いがあるので、入学をしたときには景気がよくても、四年後には不景気になるのじゃないですか。だから、そういう経済的なことによつて左右されるから、教育計画が逆に立たなくななる。父兄の方も、今電気の方が景気がいいからといって入れる、四年後には電気の方が余つてしまふ、こういうことになるのですね。それが教育投資の弊害なんです。子供にこれだけの投資をしたら卒業したときに有利になると、いう計算をして、たいてい入学するときには現在景気のいいところへみな殺到する。卒業する時分にはみな変わつてしまつておる。だから、やはり人間形成という自主的立場において教育計画は立てなければならぬ。その実績によつて立てられると思うのです。だから、それは欠陥があつても、少なくとも本年じゅうに立てるという決心をしないと、同じことを繰り返すと思ひうのです。そしてこの入学難、試験地獄で、子供は家出をする、自殺をする、親はノイローゼになる。そして私学においても、入学金を無理しても入らざるを得ない、こういう社会問題が出る。あらゆるものが出る。学校教育法の目的がみんなはずれて、全部予備校になつてしまふ。そして全部日本の文

教行政がひすみを来たす、重大な問題であると私は思ふ。簡単にお考えになるべき問題ではないと思う。それはラフでもいいから立てて下さい。眞剣に考えなければいかぬですよ。

私はこの高等学校の中における問題を一つまた大臣にお伺いしますけれども、この間も、九六%は全部入ることになつておるという数字の魔術で問題の分析が終わりになつてしまつて、まことに遺憾なのですが、そうでなくして、設備のいい優秀校に集まる、そういうことがこの問題ですから、それでは現在産業教育振興法、あるいは定期制についての振興法、理科教育振興法、そして設備基準がある。設備基準を百パーセントにずっと計画的に立ててそろえていけば、各高等学校の格差がなくなってきて、いわゆる入学難を実質的に解決できる。だから、せつからく法律にそういう基準があるのでですから、この基準完成年次計画を立てるということは、私はこの問題の根本的の解決であると思う。幾ら学校はある程度ふやしても、そういう優秀な学校と非常に設備の悪い学校との格差を置いておる限りは解決しないので、九六%は大体入っている、そういうことをおっしゃつて文教政策は解決するものではない。その点をもつと具体的にお立てになる必要がある。その点、そういう具體的な計画を各事務当局に命じてやらなくてはいけないかと思う。いかがですか。

○荒木国務大臣 責任を持つてやらねばならぬと思います。有名校というお話を出ましたが、日本全国にあります、たとえば高等学校でも、すべて有

名校にしたいものだ、こういうふうに思います。施設、設備はもちろんのこと、学校の先生も、東京の先生が勉強してりっぱであるならば、いなかの高等学校の先生も東京の先生に負けないよう勉強してやっていただき。そうして全部が有名校になりますれば、特定の学校に殺到するような、試験地獄だ何だという騒ぎはもうほとんど解消できるのではないか。そういうこともあわせて考えながら責任を持つてやらねばならぬと思つております。

○山中(吾)委員 大臣が久しぶりで責任のある答弁をされたので、きょうはこれで終わります。具体的に法律で設備基準があるのですから。ところが、いかに行きますと、理科設備にしても何にしても、東京とか、そういうところだけが進んでおるので、非常に格差がある。格差は経済だけではないのです。文教関係の施設が、大都市といなかの学校とどんどん格差があるのでも、その格差を解消する計画をお立て願いたい。責任を持つて考えることですから、私はこれで終わります。

次に、簡単にお聞きしますが、国立学校の一つの問題として、工業教員養成所のことでお聞きしておきます。簡潔に質問しますから、時間がないから、簡潔にすぱりとお答え下さい。

この工業教員養成所を設置するときに、われわれは四年制にして、三年制の速成教育、インスタント教育をしていろいろの矛盾があるということを、反対をしたのであります。そのときにいろいろの矛盾を残して実行がされておる。その後、大学に付設をしておる

ところの施設であるから、学部に施設を全部使われて、教員養成所は差別待遇を受けて、なかなか施設を使らることができないという不平が学生から出た。それから、教授、助教授の欠講が多くて、一週間に二日も遊ぶというようなことがある。たった三ヵ年の間にあってそういう状態であつては、自信を持つて教壇に立てない、何とかしてほしいという要望、それから卒業後の待遇が不安定であるけれどもどうなるのかといふ、切なる学生の要望があつた。聞くところによると、まだ待遇がそろした不安のままに、あの教員養成所が、最初の設立当時の矛盾を含みながら今まで来ておるといふことを聞いておるわけです。こういう国会の中で明確に答弁をされて、学生に安心をさせて、希望を持って勉学するようにお答え願う責任があると思う。おそらくこれは局長でないと詳しいことは言えないと思いますから、まず局長からお答え下さい。

○小林政府委員 工業教員養成所は、

御承知のように三十六年度にスタート

をしたわけですが、設置早々

の三十六年度におきましては、たゞ

まあ話のございましたように、施設設

備におきましても、また教官の組織等

で、かなり物的、人的な整備が行なわ

れたるものもあり、また行なわれる予定

でござります。たとえば、先ほどお尋

ねのございました建物につきまして

の後三十七年、並びに三十八年の予定

は、これは当初からの計画でございま

すが、三十六年並びに三十七年で予定

の坪数がすべて建築が完了することに

なつておりますので、この新しい施設を規定の授業が支障なく行なわれる見遇を受けて、なかなか施設を使らうことができないという不平が学生から出た。それから、教授、助教授の欠講が

多くて、一週間に二日も遊ぶというよ

うなことがある。たった三ヵ年の間に

おいてそういう状態であつては、自信

を持つて教壇に立てない、何とかして

ほしいという要望、それから卒業後の

待遇が不安定であるけれどもどうなる

のかといふ、切なる学生の要望があつ

た。聞くところによると、まだ待遇が

人事院との関係においても未解決だ。

そろした不安のままに、あの教員養成

所が、最初の設立当時の矛盾を含みな

がら今まで来ておるといふことを聞いておるわけです。こういう国会の中で明確に答弁をされて、学生に安心をさせて、希望を持って勉学するようにお

答え願う責任があると思う。おそらく

これは局長でないと詳しいことは言え

ないと思いますから、まず局長からお

答え下さい。

○小林政府委員 工業教員養成所は、

御承知のように三十六年度にスタート

をしたわけですが、設置早々

の三十六年度におきましては、たゞ

まあ話のございましたように、施設設

備におきましても、また教官の組織等

で、かなり物的、人的な整備が行なわ

れたるものもあり、また行なわれる予定

でござります。たとえば、先ほどお尋

ねのございました建物につきまして

の後三十七年、並びに三十八年の予定

は、これは当初からの計画でございま

すが、三十六年並びに三十七年で予定

の坪数がすべて建築が完了することに

なつておりますので、この新しい施設を規定の授業が支障なく行なわれる見遇を受け、なかなか施設を使らることができないという不平が学生から出た。それから教官につきましても、確かに昨年の四月当初等におきましては、定員に対しかなりの欠員がございましたが、本年度と申しますか、本年の一日現在では、かなり充足されてきております。もちろん多少の欠員はござりますが、これも個々の付置される大學で非常に努力をしてもらつておりま

す。なお、定員につきましても、明年

度の予算では五十七人の教官の定員を

増してもらうということが認められて

おります。

それから卒業後の待遇でござります

が、これにつきましては、まだ今後一

年間の余裕があるわけでござります

が、これについて文部省としてはすで

に大体の目安を定めて人事院と折衝中

でござります。要するに工業教員養成

所の卒業生が大学の卒業生と初任給に

格差ができないような何らかの措置を

講じたい。もちろん四年制の大学と三

年制の工業教員養成所でござりますか

○荒木國務大臣 ただいま山中さん

の御指摘の点は、仰せの通り法案審議の

際に論議せられたことと、御要望

もあつたことでありますて、その当時

ようく初任給の措置を講じたいと思つ

ております。またいわゆる初任給調整

手当等につきましても差等の生じない

ように入事院と十分折衝したいと思つ

ております。

○山中(吾)委員 さよは文部大臣は

久しぶりに誠實に責任を持つて、今ま

で一番率直に言わされたので、質問は

これで終わりますが、ぜひそういう方

のございました建物につきまして

は、これは当初からの計画でございま

すが、三十六年並びに三十七年で予定

の坪数がすべて建築が完了することに

なつておりますから、そこに入れた学

生を差別待遇するといふのは國の責任

だと思うのです。ちゃんとしてやらな

いと……。それは明確にしてあげてい

ただきたいと思います。

それからこういう短期の養成所の教

育は、学校の中で教壇に立つておる間

にだんだんと仲間同士で一つの心理的

な劣等感、優越感あるいはお互に心

理的なみぞができるということは、戰

前の臨時教員養成所の卒業生とその他

の卒業生の関係で教師間にわだかまり

ができたことは、もう歴史的に証明済

みの問題であるので、さらに勉強した

いといふ卒業生には大学の学部に進学

できる、そうして希望を持たせてやる

といふことが何としても必要である。

そういう点は大いに考慮するといふこ

とを、この法案をつくるときに文部大

臣が言われたはずなんですが、そりい

うふうな方向に検討されておるかどうか

か。今ここで学生が希望持てるよう

に答えることを希望して、文部大

臣からお答えを願いたいと思います。

○三木(喜)委員 いろいろお聞きした

いわけなのですが、時間もありません

し、すでにお昼も過ぎておりますの

で、一つだけお聞きしたいと思いま

す。

三木喜夫君。

○床次委員長 大へんおそくなりまし

たけれども、関連質問の申し出があり

ますので、しばらくごしんばうを願い

たいと思います。

問題としては、これを没収することは

違法であつて、これを訴訟するとい

うような段階にきておりますが、この問

題について私学側からそらした論議が

出、そして父兄が非常に問題にしてお

る中で、入学金は返さない、法律的に

問題がないということで、日本私立中

第二分科会で滝井分科員の方から質問

されました入学金の問題です。また當

委員会で同僚の村山委員からこの問題

が提起されました。それにつきま

して入学金の問題は何とか早急に考

えなければいけないということを文部大

臣の方から答弁されておりますが、考

えておるうちに入学金の問題はいろいろ

論議を呼んで参りました。この機会に一体

具体的にどのような措置をとつてこの

問題を解決されようとしておるかとい

うことが私の質問の要点でございま

す。

まず、村山さんの聞かれた、入学し

た場合に納入する例が多い、それ

はもうけ主義で道義的に許せない、そ

れに對して文部大臣は、傍観できない

ので早急に検討する、このように言わ

れておりますが、その間におきまして

なつてくると、私学の入学金問題をめ

ぐって、父兄そして私学側、いわゆる

入学者問題を否とする者の側とはとす

る者の側において感情的に対立する事

態に至ることを私は非常に心配するわ

けであります。これが大臣が早急に解

決をしなければならないと言われてお

る間に進行しておる問題であつて、入

学金の問題は單に訴訟するとか訴訟し

ないとかいうような問題でなくして、文

部省、父兄側、そして私学側も前向

きになつて解決をしなければならぬ問題ではないか、こう思ふのです。私学の助成金と言いますか、財投から私学協会に融資するところの問題について竹下さんの方から質問があり、私学側に対しての問題として非常に文部省は考えておられる点を聞いたわけですが、幸いそういうことになつておる。私学側いたしまして、科学技術者養成とかあるいは高校急増に対してもそれぞれ使命を果たして、国の文教政策に対しまして、国は対しまして協力しておるので。そこに、こういう問題が軽々にはっておかれるというところに問題があると思います。一体これに対する早急にどのように解決をつけようというような考え方にしておられるか、またどういうように解決をつけるように進めておられるか、これをお聞きしたい。

コミ上の話題となつたというところに、お詫びの出るゆえんもあらうかと思ひます。訴訟を起こすことは自由ですから、それをどうするわけに参りません。起こされたらば裁判所の判決に従わざるを得ない。文部省でどうするといふのものじやないと思います。ただ私だけの私見ですけれども、一種の手付であるとするならば、法律論としては解約したらば手付損になることは当然だ。寄付金の性質を持つものがいるならば、児童生徒の保護者としてどこかに入れたいという熱望を持つておるという状況にいわば便乗して、良識を持つて判断されて妥当だと思われる以上のが誤せられておるかどうかという課題もございましょう。それをお、全国たくさんの対象校があり、問題の所在がたくさんありますと見て、文部省みずからの方でことしの問題をどうするという具体策はございません。そこで来年度以降に対してもういへん騒ぎが起こらないように、たとえば私学側の一般的な自粛、再検討とすることも必要でございましょうし、また父兄側にも考へるべき点もなしとはしない。そういう課題と取つ組みまして、文部省が行政指導的に何がなし得るか、いかなることをなせばよろしいかは、そら簡単に結論は出ない課題であることは、本来の性格からしましてやむを得ないことだと思います。検討はむろんせねばならぬし、し始めておりますけれども、ことしの間には合わない。残念ですけれども、率直に申せばそういうことだと存じます。今後に向かってこういう騒ぎが起きないよういかにすべきかを検討したいと思いま

○三木(喜)委員 前の予算委員会で、何から平和的に事がおさまることは当然ですが、そういうことも事務当局を督励いたしまして相談もし、対策が立つものなら考えてみたい、そう思っています。だから対策が立たなかつた、こういうことになるわけありますね。そこで山中さんの質問には、私の聞き違いかもしませんが、早急に何か考えなければならぬと言つておる。ことしの間に合わないなら早急といふことは当時はまらぬわけですが、私はこの問題についてはやはりある程度前向きで解決をつけるところの方途はあると思うのです。それはすでに父兄側では、先がた私も触れましたように、私学側と話し合ふ、あるいは文部省もこれについて仲介の労をとる、私学側を呼んでこういうことについての意見もお互い聞いていくということも、一つの方法だろうと思うのです。

は、私学の名譽にかけて、文部省がサザンソンしていろいろ問題を取り消させなければ、父兄の信頼は、せつからく私学がこういう苦しい財政の中で財政融資まで受けて私学の振興をはかるるとしておる、この中において私はそぞろにやつて、私立側が無理な実験をやらして中学生浪人を出すことを食いとめよう、このように考えて議論の措置をとつておるのであります。こういうことは可能だと思うのです。また話し合いも可能だと思うのです。私たちはこの訴訟ということが、これは本命的な問題ではないと思うのです。それよりもそういう問題が私学の間に解決ついて、私学も父兄も一緒になつてこの問題を解決つけていくといふところに、日本の文教行政なり文教行政の前進があると思うのです。その点についてもう手はない、これだけ論議をうへんで、新聞あるいはラジオ、テレビなど取り上げておる問題を挿手傍観する手は私はないと思う。どうですか、その点。

入学案内等には明記されておる。学校の校則も印刷されながら配付されておる。それを万事承知の前で利用契約を結ぶというのが、法律概念だらうと思ひます。これは学校も一般に不特定多数の者を募集し、それに応じていく人のものじゃない課題だと思います。たゞ今お話しの通り、社会的な問題ともなってきたじゃないか、あるいは集団的に訴訟まで起こすという気がまえのところもあるやに承知されるときに、傍観してよろしいかといふ、一種の行政指導的な課題としてお詫しなさいまることはわかります。その意味において直ちに検討し始めなければ、来年の間にもむろん間に合いません。何とか手があるかないかも検討し始めることは当然のことであるといふ気持ちをくるめてお答えをしたと私は意識しておりますが、現実の問題となりますと、全國に散在しております高等学校に関連した問題を、ただ、たまたま知り得ただけのことについて行政指導的なことをやることもいかがであろうか。実態、真相を把握することそれ自体も、三木さんもおつしやつたように、都道府県の教育委員会を通じてしかわからぬない課題でござりますから、現状把握だけでも容易ではございません。急場の間に合わない。ただし、私学協会等を通じて、当面の課題としても何とか話し合いで話がつくものならばつけたらというふがこときやり方はあり得ますけれども、決定打でないことは当然でございます。そういう程度のことは事務当局が検討をいたし、接触もいた

しておるわけでございますが、おしなべて申せば、ことしには間に合わない。根本的には竹下さんとの問答において御推察いただきますように、私学そのものが、いわば悪どいことがあります。するならば、そういうことをしないでも済むような考え方はないものかと、いふ基本的な課題ともあわせ考えなければ、十分な措置といふものは生まれないものと存ずるのであります。そういう基本的なことは、年次を追つて整理する以外はないわけですけれども、応急的な課題といふ取り上げ方にいたしましても、来年度以降について無用の摩擦、混乱が起きないよう検討し始めて、来年の間にはむしろ間に合わせなければならぬという考え方によつて立つておるわけでございます。

○三木(書)委員 最後に、文部省の方は、たとえば文化財の問題につきましては、たとえば文化財がいろいろ焼けて問題が起る、永仁の壺の問題が起る。こういうことになりまして偽作ができる、あるいは文化財がいろいろ焼けて問題が起る、永仁の壺の問題が起る。こういうことになりますと、文部省の所管でない、大臣としてはは、また後の機会に事務当局からお聞きして検討したい。

○床次委員長 村山喜一君。

○村山委員 大臣に一言だけお尋ねし、大臣の決意のほどを伺いたい点が出て参りましたので、関連として質問をさせていただくわけであります。

それはきのうの衆議院の地方行政委員会におきまして、山口鶴男君が自大臣と奥野財政局長に対し、交付税の特例に関する法律案についての審議をいたしました。その中で大臣あるいは自治省大臣も、予算委員会あるいはこの文教委員会等において述べられた方向で正しいわけであります。ところが、起債政策といふ点でありますけれども、財源的な措置を講じようという考え方を持つておられるわけであります。私がここで特に大臣に要望を申し上げたいのは、三十七年度の交付税の関係であります。

御承知のように特別交付税が百十五億となりますが、そこで残りが、三十七年度の交付税が本来ならば当然地方公共団体に還元しなければならないお金が百二十二億円の財源的な措置がなされているわけであります。それが今年の高等学校の急増計画の中でも、御承知のように二億の起債が入っている、その起債がどうしても足らない、その場合には百十二億円の財源的に使つて当然なすべきである。これを私たちが援助して支配せず、こうだけに、私学問題にこういう紛争が起つて参つたときは、行政指導をしておるのです。高校急増問題にしましても、技術者の養成にしましても、その際放題できないといふことを言つておられる。今なるほど私学の問題は、文部省の所管ではありません。しかしながら、私たちが私学問題については知らない、こういうような逃げ方をされる。今なるほど私学の問題は、大臣と奥野財政局長に対し、交付税の特例に関する法律案についての審議をいたしました。その中で大臣あるいは自治省大臣も、予算委員会において七億三千万円という交付税で措置された以外のものを都道府県が持ち出している。これは単に私立学校の計画だけではなくして、当然大臣がこの前の委員会で言わされました応急的な措置といふものと認めます。こういうようなことになつて参りますと、都道府県といたしましても、その節にも山口委員から指摘をされておりましたが、都道府県の計画が文部省の計画よりも五十億も上回つて措置がされる。こういうようなところから、当然必要な財源的な措置を講じていかなければ、こういうような全入の高等学校急増の問題に対しては十分に要望にこたえられない、このような事態が出てきているわけでございます。従いまして私は百億円ことに財源的に繰り越す分の中から、当然文部省関係の中でも、最初に十億の地方交付税、私立の分の残額七億三千万円、そ

れが百億あるわけであります。この百億の財源を三十八年度の交付税に繰り越すというのが、交付税の特例に関する法律案の財源的な内容であります。そこではこの分につきまして、御承認の席において、大臣は特別交付税の予算も同様、一たん組みまして、国がこの予算も同様、一たん組みまして國の御審議を願う以上は、それが妥当であり、合理性を持つておることを御説明申しますのは、これは当然のことであります。ところが、国の予算であれば、今度の高校急増対策にいたしましても、地方財政計画にいたしましても、最終的に締め切つて現実に取容されたのがどれだけだ、そのためにやむを得ず、今あなたもおつしやった応急措置を講じた、また譲じねばならないことがあります。ところが、国が予算であれば、今度の高校急増対策にいたしましても、地方財政計画にいたしましても、最終的に締め切つて現実に取容されたのがどれだけだ、そのためには何うことが、それぞれの都道府県で現実措置を講じた、また譲じねばならないことがあります。従来申し上げておつたわけではむろんないのです。そういうふうな状況では、補正予算を組まねばならない事態が起きた場合、それに対しても関心をもつてよろしいといふこと

は、少なくとも文部大臣としては、圈議あたりにおいて主張をされるべきで、協力すべきことは当然の課題だと

思うのであります。当然の課題ではございませんが、しかば、具体的に何百何十何億要るかということは、結果を抑えぬことには具体策は立ち得ませんので、そういう結果がわかりまして、しかも教育的に見ましても、地方財政の判断からいたしましても、当然国として考えねばならない事態におきましては、当然に私どもの立場からも主張もし、対策も講じねばならない、かように思つております。

○村山委員 大臣のおっしゃることもわからぬでもないのです。というの結果を見て措置をする。その結果は、結果を見て措置をする。その結果を、やはり見通しを立てる場合において、当然私学の振興対策は、私学に負わせている急増計画の中では、交付税として十億円見ておった。ところが現実には、これが十七億三千万円各都道府県は出している。そうすると、財政計画上七億三千万円の狂いがあるといふことは、現実に文部省自体においても認めておいでになる。それは、なるほどほかの一般財源の方から交付税だから回したんだ、そういうのが地方団体の自主性なんだといえば、それまでのこととあります。が、そういうような措置を講じて、なおかつやつておる。なお公立の場合においても、そのような前向きの姿勢でやらなければ、今度の四月一日から入学をする子供たちは間に合わない。だから、とりあえずの措置としては、ある程度無理はあつても入れておいて、あとの対策を講ずるという手も考えなくてはならない、こういうような考え方ともられるわけであります。が、私たちの見る見方では、当然自治省 자체が起債政策においては、前向きの姿勢でこのように考

えております。といふことを、委員会を通じて國民の前に明らかにしている。それは主管省でないところの、いわゆる自治省においてさえもこういうよう考へている。とするならば、当然その青少年の教育をあずかるところの文部省は、その起債政策よりもむしろ、専門的見地からも主張していくのだとしまして、そのときに応じていくのだと、特別交付税の中で考えてもらいたい。こういうよろづな線を主張されるのは、当然な大臣としてのあります。しかし、それを待つておれないから、都道府県が応急措置を講ずるといふのは、設置責任者の立場からいよいよ見えたところが、六一・八%では実に見え込みが少なかつたんだというふうに思つております。

○荒木國務大臣 今は気持だけであります。行動に移る時期は、おのずからタイミングがあらうかと思ひます。私は含めまして高等学校の急増対策を、国と公共団体が協力して対処せねばならぬ課題であることは申し上げるまでもございません。國の立場では、月曜日の質疑応答でも申し上げたと申しますが、全国的な計画を立てて対処するものが当然のやり方であります。が、それについては、実情を十分把握してから全国的な計画を立てることが、これらは物理的に不可能な意味でございます。従つて、ある時期を押えて計画を立てざるを得ない。そのことが、何度も申し上げましたように、一番手近な根拠のある実績とするならば、三十五年度たらざるを得なかつた。そこで

が六一・八%、それで今動いておるわけでございまして、これが先ほどの申しあげた通り、最終的な現実面と合わせて見たところが、六一・八%では実に見え込みが少なかつたんだというふうに思つておられる。しかしながら、そういうよろづな点から、せつかくここまで持つてきていただけのですから、起債よりも交付税で措置してもらった方が財源的には助かるわけですから、ぜひその方向で御努力を願いたいということを希望申し上げて終わりたいと思います。

○床次委員長 この際連合審査会開会の件についてお詫びいたします。ただいま、本委員会において審査中の日本学校給食会法の一部を改正する法律案について、農林水産委員会より連合審査会を開会いたしたい旨申し入ります。ぞくらんことはあり得るという前提に立つて、自治大臣なりあるいは、自治省当局が、お話のようなことを発言してくれましたことは、文部省としてもございません。國の立場では、また一面当然であります。これは文部省だ、自治省だということではなく、政府全体として、今申し上げた趣旨から、地方公共団体のその応急措置に何をもって臨むかという課題として取り上げねばならない、またそれ以外には取り上げ方がないという課題だと思ひますから、今としては気持だけを申し上げるわけでありまして、実行に移らないということを申し上げるわけじやございません。

○村山委員 私はぜひ実行に移つていただきたいと思います。というのは、たる三月一日金曜日開会することとし、これにて散会いたします。

午後二時二十一分散会